

2009年2月25日

報道関係 各位

東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号  
日 本 貸 金 業 協 会  
会 長 小 杉 俊 二  
問い合わせ先 企画調査部 調査課  
電話番号 03-5739-3013  
FAX番号 03-5739-3027

## 「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告 ～消費者の借入れは、一段と厳しい環境に変化～

日本貸金業協会では、貸金業法改正の資金需要者等に対する影響度合いを把握するため、対象者を一般の消費者、借入経験のある消費者、借入経験のある経営者・個人事業主に分け、「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」を実施いたしました。

本アンケート結果から得られた調査・分析結果を公表いたします。

### 【主な調査結果】

#### I. 消費者調査より

##### 1. 消費者金融会社への借入申込者のうち「希望通りの借入ができなかった」割合は約4割 [P11-12]

- 直近1年間で消費者金融会社に借入を申込んだ回答者のうち、「最終的に希望通りの金額で借入できた」割合は約6割となったが、約4割は「希望通りの借入ができなかった」「最終的に借入を断られた」という結果となった。(\*1) (\*2)
- 希望通りの借入ができなかった回答者に対し、その後の行動について調査を行ったところ、「支出をあきらめた」(57%)や「家族や親族から借りた」(20%)、「パートやアルバイトなど収入を増やす努力をした」(15%)、「友人・知人から借りた」(12%)という回答が上位を占めた。

- (\*1) 本調査では最終的な借入れ結果を聞いており、回答者が複数の申し込み後に借入れできたケースも含まれるため、契約件数を申込件数で除きたいわゆる「成約率」とは概念が異なる。（「貸金業者の経営実態等に関する調査」報告（2008年10月30日、報道発表）の内容『申込件数の4件に3件は断っている状況』とは概念が異なることに留意。）
- (\*2) 上記「貸金業者の経営実態等に関する調査」報告では、貸金業者が上限金利引下げ対応の為にこれまでに初期審査を厳格化したことが判明しており、その影響が本調査からも伺われる結果となっている。また同調査からは、今後の総量規制導入に際しても貸金業者が初期審査を再度厳格化することが判明しており、今後、希望通りの借入ができなくなる割合の増加が懸念される。

## 2. 消費者金融の借入利用者のうち44%が総量規制<sup>(\*3)</sup>に抵触する見込み [P20-21]

- 借入総額の年収に占める割合を調査したところ、消費者金融の借入利用者（現在残高あり）の44%が年収の1/3を超える借入がある（総量規制に抵触する）と回答した。
- 新たな借入ができなくなった場合の行動は、「生活費を切り詰める」（47%）、「アルバイト等により収入を増やす」（18%）、「毎月のやりくりの中で返済する」（10%）という回答が上位を占めた一方、業者以外からの借入行動を起こす「家族や親族、友人・知人から借りる」（12%）という回答も一定割合を占める結果となった。
- 一方、約2%は「ヤミ金融等非正規業者から借りる」と回答。

(\*3) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付を禁止する規制（一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の3分の1を超える貸付を禁止したもの）。総量規制に抵触した場合、利用限度額の減額等で新たな借入はできなくなり（除外・例外の借入は除く）、借入額が年収等の3分の1未満になるまで返済のみの取引となる。

## 3. 貸金業法改正の認知率は21%にとどまり、79%が「理解していない」「知らない」と回答 [P15-17]

- 一般消費者の貸金業法改正の認知率は2割程度。借入利用者（現在残高あり）に限定しても4割程度。かつそのほとんどは「上限金利の引下げ」をもって貸金業法改正と認識している状況が明らかとなった。
- 貸金業法改正<sup>(\*4)</sup>について、「知っている」という回答（「内容も含めてよく知っている」「ある程度は知っている」の合計）は、21%にとどまり、「知らない」という回答（「内容を理解していない」「改正されたことを知らない」「貸金業法を知らない」の合計）が、79%となった。また、借入利用者（現在残高あり）に限定すると、認知率は若干高まるが、「知っている」が40%、「知らない」が60%となった。
- 認知状況を属性で見ると、特に総量規制の対象となっている専業主婦<sup>(\*5)</sup>による認知が低く、現在借入を行っている回答者でも、「内容も含めてよく知っている」0%、「ある程度は知っている」15%にとどまり、残り85%が業法改正を「理解していない」「知らない」と回答。
- 借入利用者（現在残高あり）調査における「知っている」回答者が、どのような改正内容を知っているのかについて調査をしたところ、「上限金利の引下げ」については85%の回

答率で、認知率は34%であったが、その他の項目（総量規制、収入証明の提出、信用情報機関への登録、等）の認知率は5~15%以下となった。

(\*4) 2006年12月13日、「上限金利の引き下げ」「総量規制の導入」「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。

(\*5) 総量規制により専業主婦の借入れは配偶者と合わせた年収の3分の1までとなり、借入れに際しては配偶者の同意、夫婦関係証明書類の提出が必要となる。

#### 4. セーフティネットの認知率は10%前後 [P23-24]

- 一般消費者調査では、「国や都道府県などが設置している相談窓口」「国民生活センターなどの相談窓口」「弁護士や司法書士などの相談窓口」「生活共同組合や労働金庫などで行っている貸付」のいずれの制度についても「内容を理解していない」「まったく知らない」が90%前後の比率を占め、「内容や利用方法をよく知っている」「ある程度理解している」と回答した割合は、10%前後という結果になった。
- 同調査を借入経験者に限定して実施しても、「内容を理解していない」「まったく知らない」が85%前後の比率を占め一般消費者と同程度の低い認知率となっている。

#### 5. 借入利用者の約12%がヤミ金融の利用経験があり、うち3%が現在も被害にあっている [P25-27]

- 借入利用者（現在残高あり）のうち約12%がヤミ金融利用経験者であり、うち3%は現在もヤミ金融被害にあっている。
- ヤミ金融との接触方法は、「口コミや友人・知人の紹介」と「新聞広告（スポーツ/夕刊紙を含む）」が22%で最も高く、「ダイレクトメール」（19%）、「インターネット広告」（19%）「折込チラシ」（16%）が続く結果となった。
- 資金用途は、「生活費の補てん」（32%）、「事業資金の補てん」（15%）、「その他の借入金返済への充当」（14%）が上位を占めた。
- 利用理由は、「緊急にお金が必要になった」が53%で過半数を占め、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」（39%）となった。

## II. 経営者・個人事業主調査より

### 1. 事業性資金の借入先は銀行がメインではあるが、「貸金業者」も13%を占める [P28-29]

- 経営者・個人事業主による事業性資金の借入先としては、「銀行」(54%)、「信用金庫・信用組合」(34%)、「日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫など)」(31%)が上位を占め、「貸金業者」(13%)がそれに続く。一方、業者以外からの借入行動を起こす「親族・友人・知人」(13%)という回答も一定割合を占める結果となった。
- また経営者・個人事業主の22%は、事業用資金以外の名目で個人として借り入れた借入金を、事業用資金に転用中であることも判明。過去に転用した経験者を含めると、約4割が転用をしている結果となった。

### 2. 貸金業者へ事業性資金の借入を申し込んだ経営者・個人事業主のうち「希望通りの借入ができなかった」割合は約5割 [P29-30]

- 直近1年間で借入を申し込んだ回答者(経営者・個人事業主)のうち、「最終的に希望通りの金額で借入できた」割合は約5割となったが、約5割は「希望通りの借入ができなかった」「最終的に借入を断られた」という結果となっており、消費者調査結果と比べ、厳しい状況となっていることが判明した。
- 希望通りの借入ができなかった回答者に対し、その後の行動について調査を行ったところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した」と半数以上(52%)が回答しており、経営者・個人事業主が自らの収入・給料を減らして事業を継続していることが判明。その他では「家族や親族から借りた」(41%)、「取引先への支払いを繰り延べた」(33%)、「税金や公共料金の支払いを繰り延べた」(27%)という回答が上位を占め、取引先等周囲に影響を及ぼす行動をとらざるを得ないことが判った。

### 3. 直近1年間の取引からは、貸金業者による融資先の選別が進んでいることが判明[P31]

- 経営者・個人事業主の借入利用者(現在残高あり)に、直近1年間の取引において変化した項目を調査したところ、「借入金利が低くなった」(30%)、「新たな借入や借入金の増額要請を受けた」(15%)という回答がある一方で、「新たに借入を申し込んだが断られた」(18%)という回答も多く、貸金業者が融資先を選別していることを窺わせる結果となった。

### 4. 経営者・個人事業主の借入利用者の約11%がヤミ金融の利用経験があり、うち4%が現在もヤミ金融被害にあっている。 [P32-34]

- 経営者・個人事業主の借入利用者(現在残高あり)では、約11%がヤミ金融利用経験者であり、うち4%は現在もヤミ金融被害にあっている。
- 利用したヤミ金融の数も「1社」が58%で、「複数(社)」が42%という結果であり、うち「5件以上」の回答も7%存在した。

## 調 査 概 要

### 1.消費者向けアンケート調査

#### (1) 調査方法

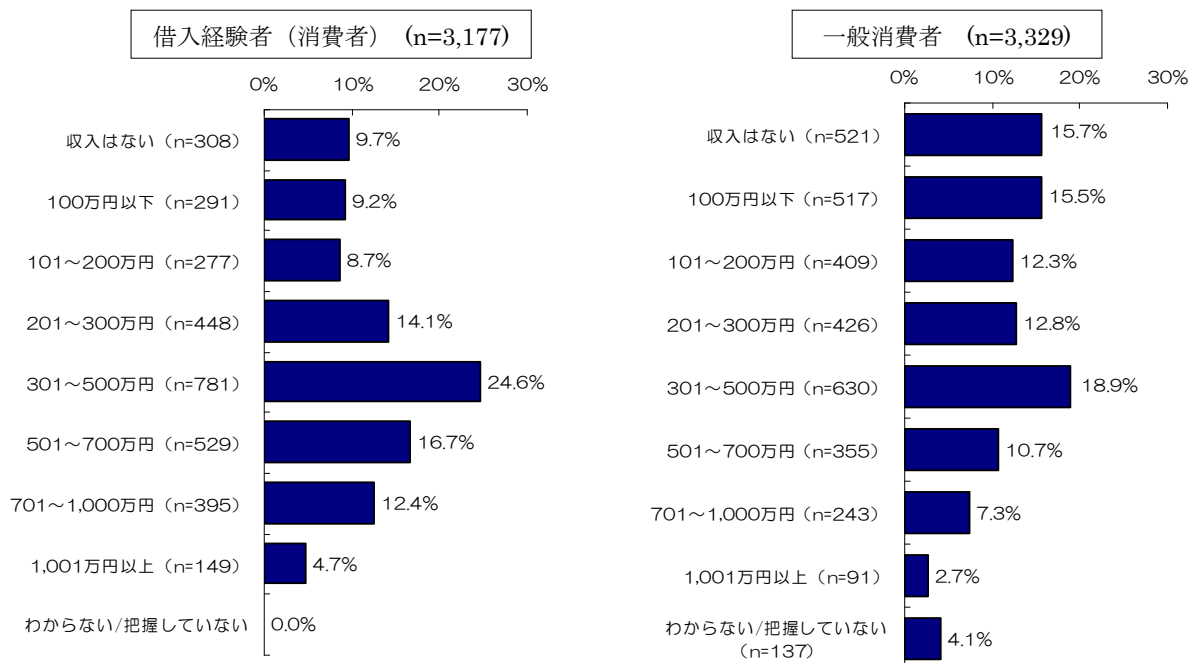
調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	・プレ調査数：119,042名 ・借入経験者：3,177名（内843名が現在残高のある「借入利用者」） ・一般消費者：3,329名
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成20年11月21日～12月2日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

#### (2) 調査目的

プレ調査	消費者金融会社、クレジットカード・信販会社等からの借入経験者、ヤミ金融等非正規事業者からの借入経験者の抽出
借入経験者	借入れ経験がなければ回答できない項目（総量規制の抵触有無、借入不能時の行動、ヤミ金融被害の実態等）に関する調査
一般消費者	借入れ経験の有無にかかわらず、比率を把握できる項目（改正貸金業法の認知、セーフティネットの認知等）に関する調査

### (3) 標本構成:個人年収別

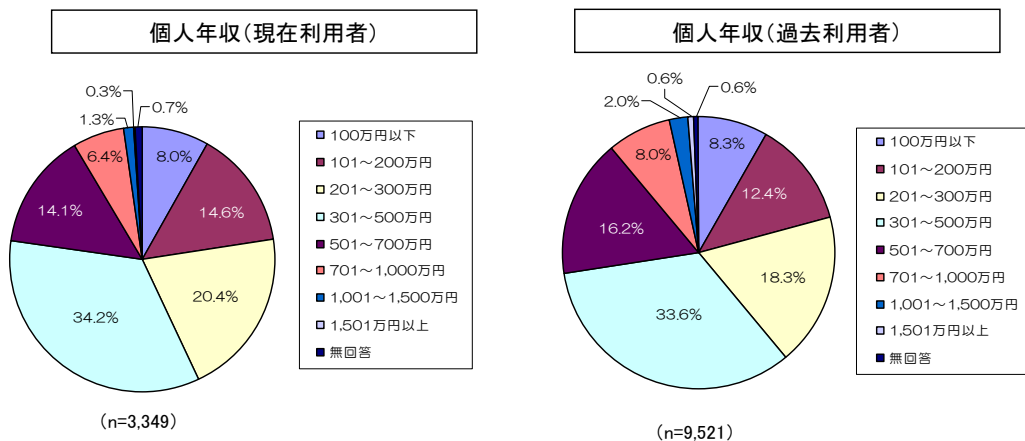
当該調査においては、専業主婦を中心とした無収入層も調査対象とした。



注1：一般消費者のサンプル抽出については、H17 国勢調査結果を利用して、性別、年代、居住地域（9 地域）別の 20 歳以上の人口割合に基づいた割付を実施

注2：収入はない（借入経験者 n = 308・一般消費者 n = 521）の内訳では、専業主婦の占める割合が、借入経験者 **80%**、一般消費者 **76%**となっている。

（参考）消費者のローン利用に関するアンケート調査の分析（消費者金融サービス研究会 第9回全国大会）



※当報告書では、調査対象者を有職者としているため、無収入層は含まれていない。

## 2.経営者・個人事業主向けアンケート調査

### (1) 調査方法

調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	・プレ調査数： <u>131,286</u> 名 ・借入経験者： <u>1,117</u> 名
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成21年1月5日～1月13日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

### (2) 調査目的

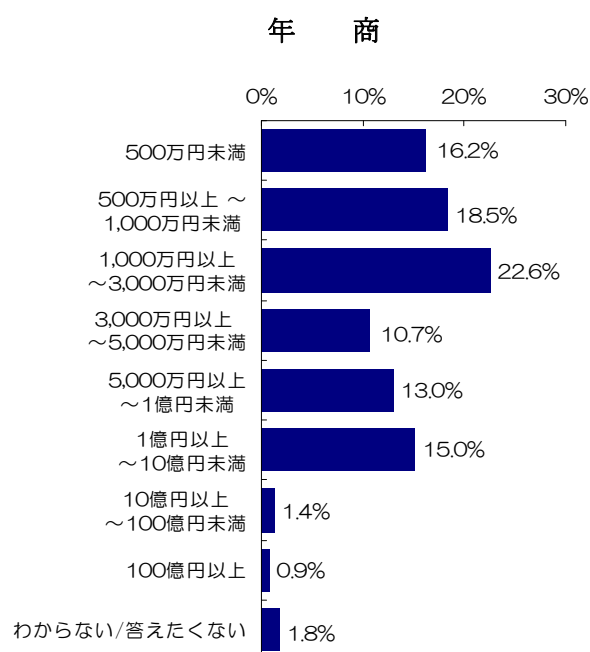
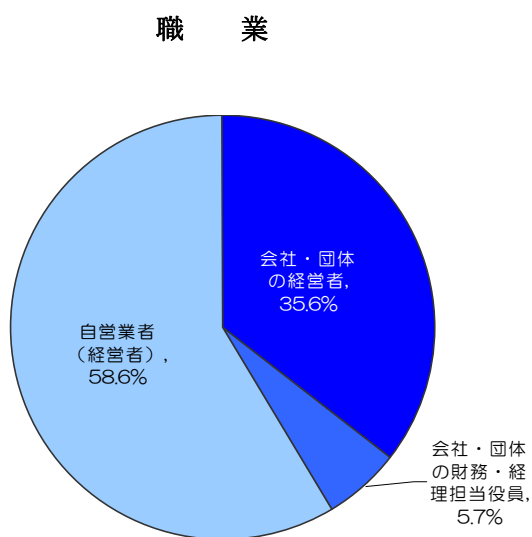
プレ調査	事業性資金を貸金業者から借りている経営者・個人事業主、及び個人としての借入を事業性資金に流用している経営者・個人事業主の抽出
借入経験者	借入れ経験がなければ回答できない項目（総量規制の抵触有無、借入不能時の行動、ヤミ金融被害の実態等）に関する調査

### (3) 標本構成: 職業・年商・事業形態・資本金

当該調査対象者の事業形態構成では、個人事業主 55.3%、会社法人 32.1%、その他 12.6%となっており、うち会社法人については、資本金 2,000 万円未満の企業が 80%を占める。

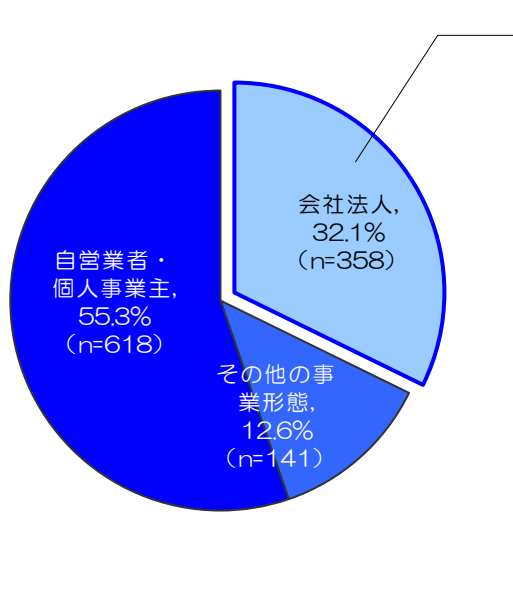
#### 【標本構成 / 職業・年商・事業形態・資本金 (会社法人のみ)】

<借入経験者 (経営者・個人事業主) n=1,117>



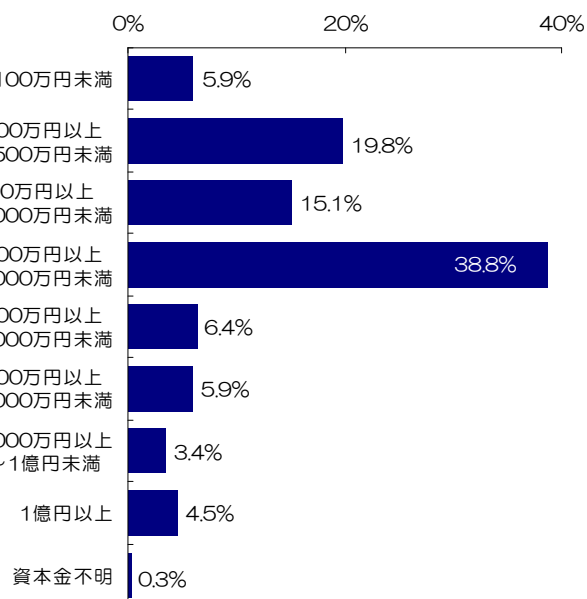
#### 事業形態

<借入経験者 (経営者・個人事業主) n=1,117>



#### 資本金

<会社法人回答者 n=358>





# 調 査 結 果

## 1 消費者向けアンケート調査結果

### 1.1 申込・利用の状況

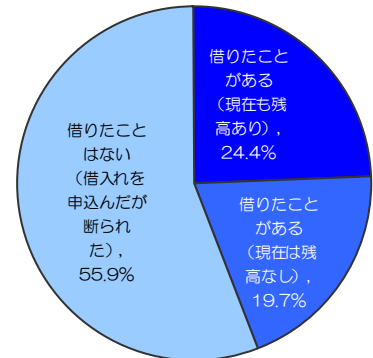
#### (1) 借入経験

消費者向けアンケート本調査前のプレ調査として、借入経験の有無を調査。合計回答数 119,042 人の内、借入経験者は 52,506 人 (44.1%)、借入未経験者は 66,536 人 (55.9%) であった。

この借入経験者 52,506 人中、3,177 人が本調査に協力。現在の残高有無における内訳は、残高あり 843 人 (26.5%)、残高なし 2,334 人 (73.5%) となっている。

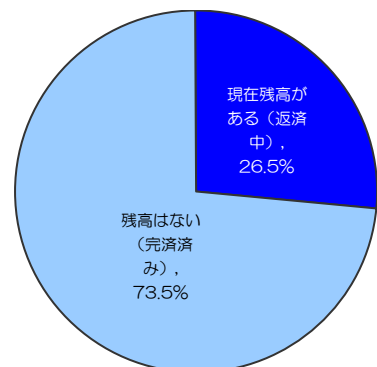
【図 1 消費者向けプレ調査結果】

選択肢	回答数	回答率
借りたことがある (現在も残高あり)	29,099	24.4%
借りたことがある (現在は残高なし)	23,407	19.7%
借りたことはない (借入れを申し込んだが断られた)	66,536	55.9%
合計	119,042	100.0%



【図 2 本調査における残高の有無】

選択肢	回答数	回答率
現在残高がある (返済中)	843	26.5%
残高はない (完済済み)	2,334	73.5%
合計	3,177	100.0%

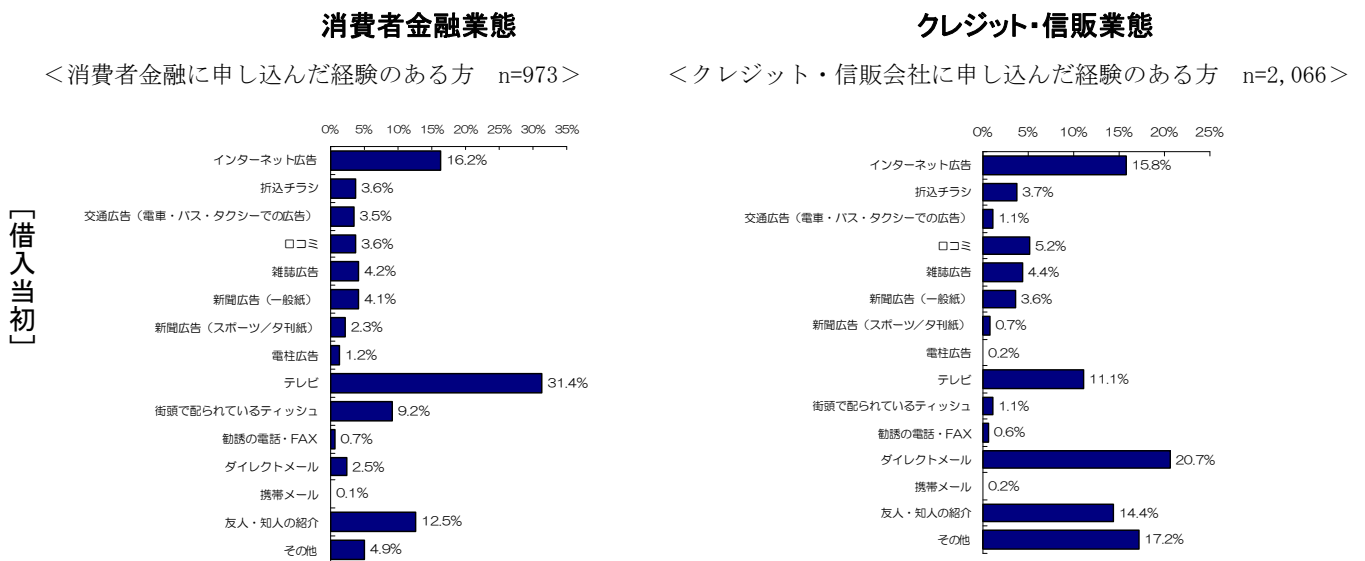


## (2) 認知媒体

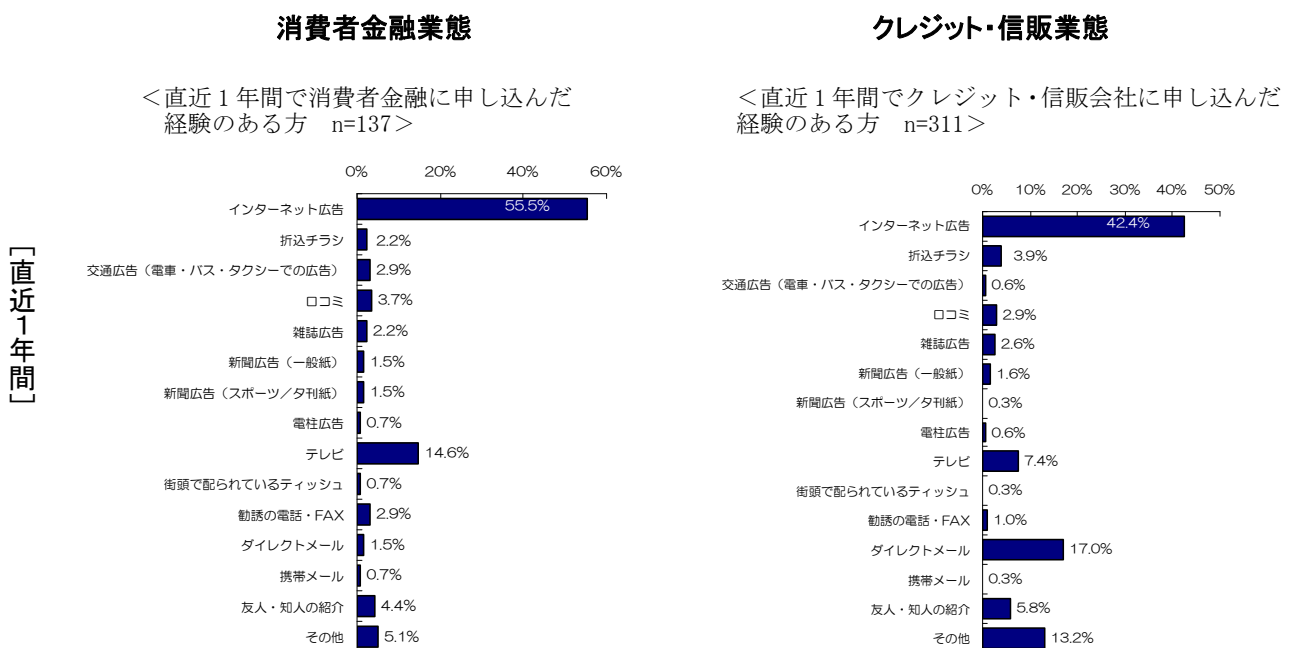
申込のきっかけとなった媒体を、業態別（[消費者金融]・[クレジット・信販会社]）および申込時期別（[借入当初]・[直近1年間]）で見た結果は以下の通り。

業態間では、かつては消費者金融業態では「テレビ」、クレジット・信販業態では「DM」が認知媒体の主であったが、直近1年間では、両者共に「インターネット広告」が認知媒体の主体となってきている。

【図3 借入経験者（消費者） 認知媒体 / 借入当初】



【図4 借入経験者（消費者） 認知媒体 / 直近1年間】



### (3) 借入申込結果

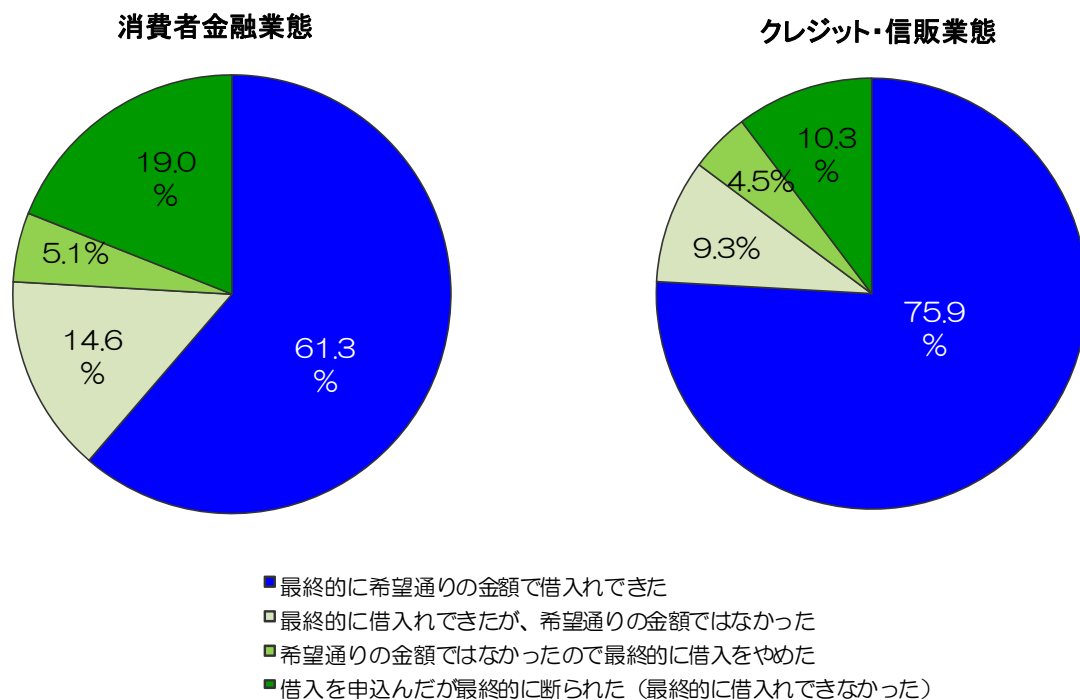
直近1年間で借入の申込経験のある先（消費者金融：137人、クレジット・信販会社：311人）に対し、その結果について調査を行った。

消費者金融への申込では、希望通りの借入ができた先は61.3%。残る38.7%は融資を断られたり、希望額の借入ができない結果となっている。

一方クレジット・信販会社への申込では、希望通りの借入ができた先が75.9%で業態間の差が大きく出る結果となった。

【図5 借入申込結果 / 借入経験者（消費者）】

選択肢	消費者金融業態		クレジットカード・信販業態	
	回答数	回答率	回答数	回答率
最終的に希望通りの金額で借入れてきた	84	61.3%	236	75.9%
最終的に借入れてきたが、希望通りの金額ではなかった	20	14.6%	29	9.3%
希望通りの金額ではなかったので最終的に借入をやめた	7	5.1%	14	4.5%
借入を申込んだが最終的に断られた（最終的に借入れできなかった）	26	19.0%	32	10.3%
合計	137	100.0%	311	100.0%



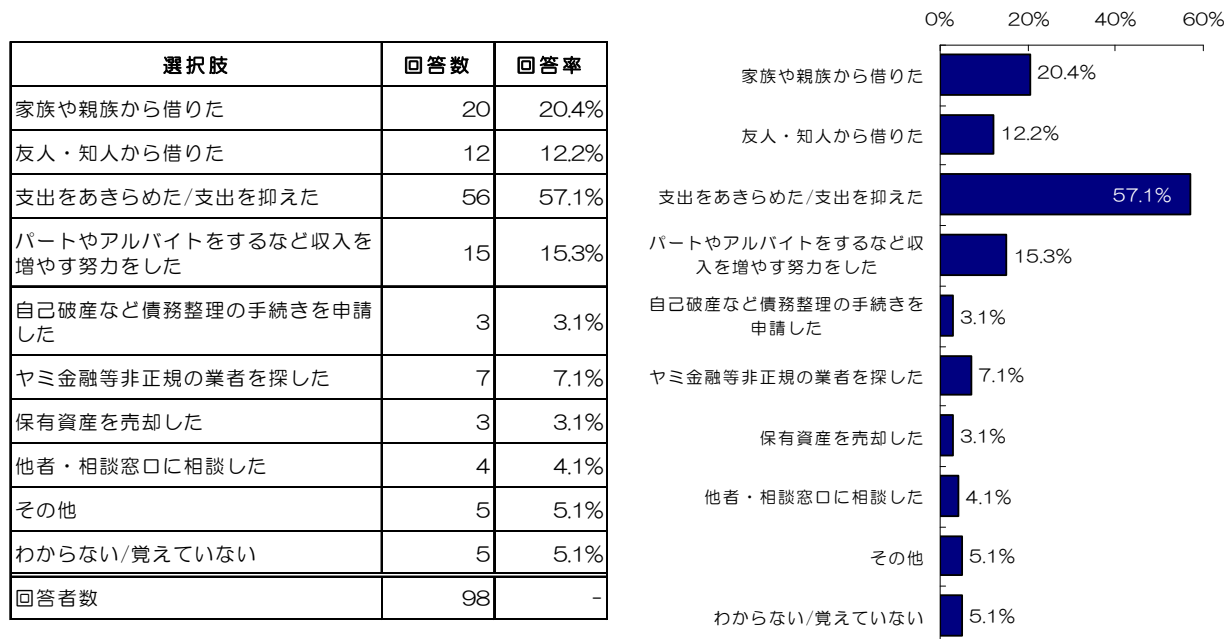
#### (4) 希望通りの借入ができなかった先のその後の行動

次に、希望通りの借入ができなかった先に対し、その後の行動について調査を行った。調査は、前記設問で借入を断念した資金需要者（「希望通りの金額ではなかったので借入をやめた」、「借入を申し込んだが断られた」回答者 59 名）と、借入額が不足した資金需要者（「借入できたが希望額に満たなかった」回答者 39 名）を合わせて、それぞれのその後の行動を調査した。

「支出をあきらめた・支出を抑えた」という回答が 57.1%である一方、4 割程度は他の何らかの手段で資金を手当てしている結果となった。

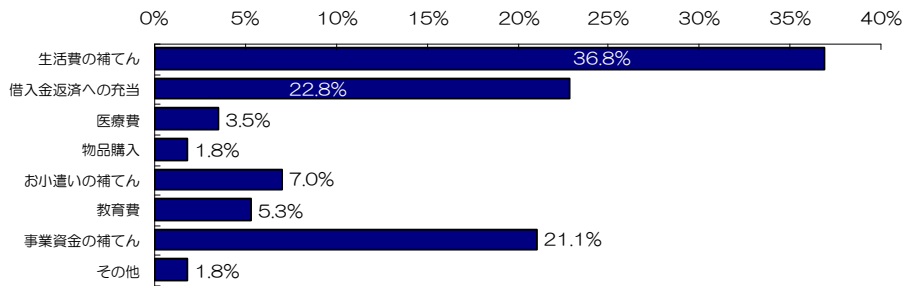
また、この 4 割の回答者の資金使途は、手段に関わらず「生活費の補てん」が多い。また「借入金返済への充当」、「事業資金の補てん」、「教育費」目的のために資金手当てをしているという傾向が出ている。

【図 6 借入を断念および借入額が不足した資金需要者（消費者）の行動】



【図7 何らかの手段にて資金を手当てしている回答者の資金使途】

	生活費の補填	借入金返済への充当	医療費	物品購入	お小遣いの補てん	教育費	事業資金の補てん	その他	合計
家族や親族から借りた	9 45.0%	4 20.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	1 5.0%	4 20.0%	0 0.0%	20 100.0%
友人・知人から借りた	3 25.0%	2 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 16.7%	1 8.3%	4 33.3%	0 0.0%	12 100.0%
パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした	4 26.7%	7 46.7%	1 6.7%	1 6.7%	1 6.7%	0 0.0%	1 6.7%	0 0.0%	15 100.0%
ヤミ金融等非正規の業者を探した	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 42.9%	1 14.3%	7 100.0%
保有資産を売却した	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
回答者総数	21 36.8%	13 22.8%	2 3.5%	1 1.8%	4 7.0%	3 5.3%	12 21.1%	1 1.8%	57 100.0%



### (5) 資金使途

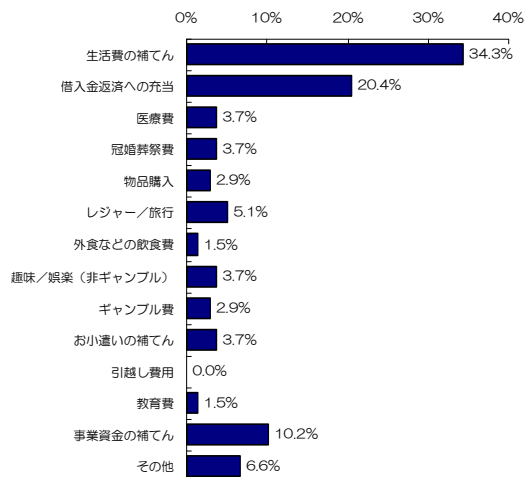
借入経験者（消費者）について、借入資金使途を調査。業態間の結果に差異は見られず、いずれも「生活費の補てん」、「借入金返済への充当」の順で回答が多かった。

特に「生活費の補てん」は両業態で30%を超える資金使途となっており、1/3以上の資金需要者はこの理由で借入を行っていることがわかった。

【図8 借入金の資金使途】

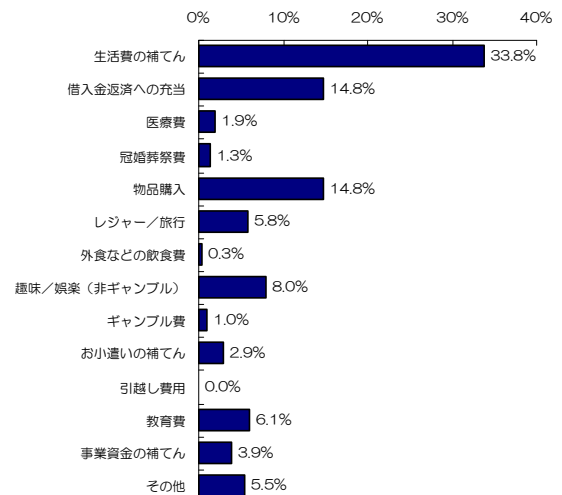
#### 消費者金融業態

<直近1年間で消費者金融に申し込んだ経験のある方 n=137>



#### クレジット・信販業態

<直近1年間でクレジット・信販会社に申し込んだ経験のある方 n=311>



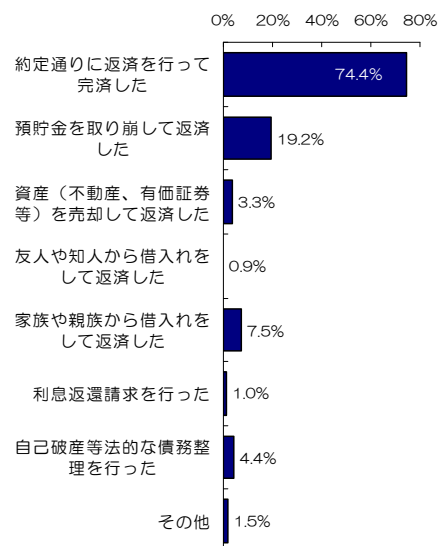
## (6) 完済方法

借入経験者（消費者）3,177人中、「現在残高がない」と回答した2,334人に対し、借入金の完済方法の調査をおこなった。

「約定どおりに返済を行って完済した」の回答が最も多く74.4%の回答者がこの項目を選択している。

【図9 借入経験者（現在残高なし）の完済方法】

選択肢	回答数	回答率
約定通りに返済を行って完済した	1,737	74.4%
預貯金を取り崩して返済した	448	19.2%
資産（不動産、有価証券等）を売却して返済した	78	3.3%
友人や知人から借入れをして返済した	20	0.9%
家族や親族から借入れをして返済した	176	7.5%
利息返還請求を行った	23	1.0%
自己破産等法的な債務整理を行った	102	4.4%
その他	36	1.5%
回答者数	2,334	-



## 1.2 貸金業法改正の認知状況

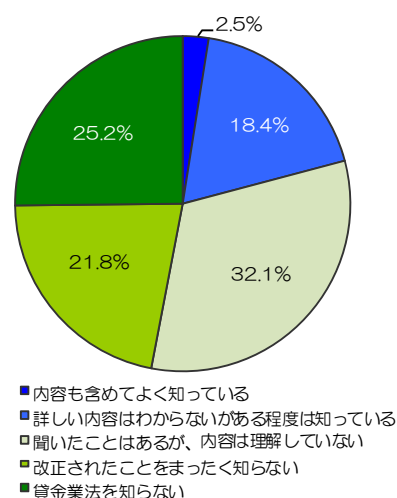
### (1) 一般消費者回答結果

貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、「ある程度は知っている」は合わせて21%にとどまり、「内容を理解していない」「改正を知らない」「貸金業法を知らない」という回答が約8割を占める結果となった。

【図10 貸金業法改正の認知状況 / 一般消費者】

<一般消費者 n=3,329>

選択肢	回答数	回答率
内容も含めてよく知っている	83	2.5%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	612	18.4%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	1,070	32.1%
改正されたことをまったく知らない	726	21.8%
貸金業法を知らない	838	25.2%
合計	3,329	100.0%



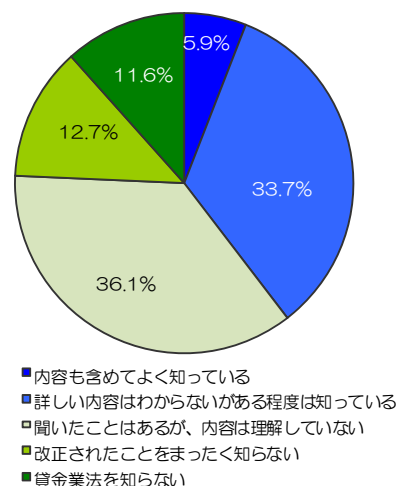
### (2) 借入利用者回答結果

借入経験者（消費者）3,177名のうち、回答者を現在借入残高がある方843名（以下「借入利用者」という）に限定し、一般消費者の回答結果と比較すると、認知率は若干高くなるが、それでも「内容も含めてよく知っている」「ある程度は知っている」は合わせて40%にとどまり、「内容を理解していない」「改正を知らない」「貸金業法を知らない」という回答が60%を占める結果となった。

【図11 貸金業法改正の認知状況 / 借入利用者】

<借入利用者（現在残高あり） n=843>

選択肢	回答数	回答率
内容も含めてよく知っている	50	5.9%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	284	33.7%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	304	36.1%
改正されたことをまったく知らない	107	12.7%
貸金業法を知らない	98	11.6%
合計	843	100.0%



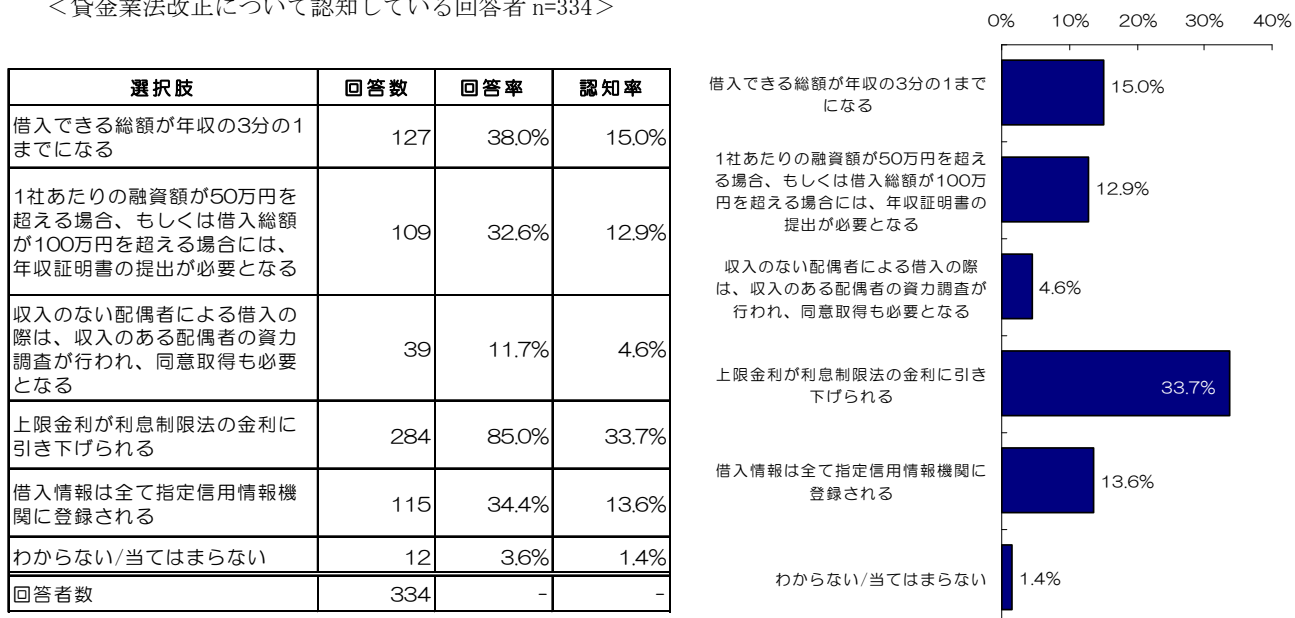
### (3) 改正内容別認知状況

借入利用者（現在残高あり）843名のうち、貸金業法改正について「内容も含めてよく知っている」「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」と回答した334名に、具体的に知っている項目について調査したところ、85%の回答者が「上限金利が利息制限法の金利に引き下げられる」を選択した一方、その他の項目（総量規制、収入証明の提出、信用情報機関への登録、等）は11.7%～38%にとどまる結果となった。

この結果から改正項目別の認知率は、現在残高のある借入利用者に限定しても、最も認知されている上限金利引下げで33.7%。それ以外の項目では、4.6%～15.0%という低い状況であることが判った。

【図12 改正項目別の認知状況】

<貸金業法改正について認知している回答者 n=334>



※ 回答率は、「貸金業法改正について認知している回答者 n=334」における認知項目の割合。

※ 認知率は、「借入利用者（現在残高あり） n=843」における認知項目の割合。



#### (4) 借入利用者の職種別 法改正認知状況

借入利用者（現在残高あり）の職種と貸金業法改正の認知度の関係を調査した結果、全般的に認知度が低い結果となったが、中でも特に、「専業主婦」「兼業主婦」「フリーター等」の比率が低い結果となった。

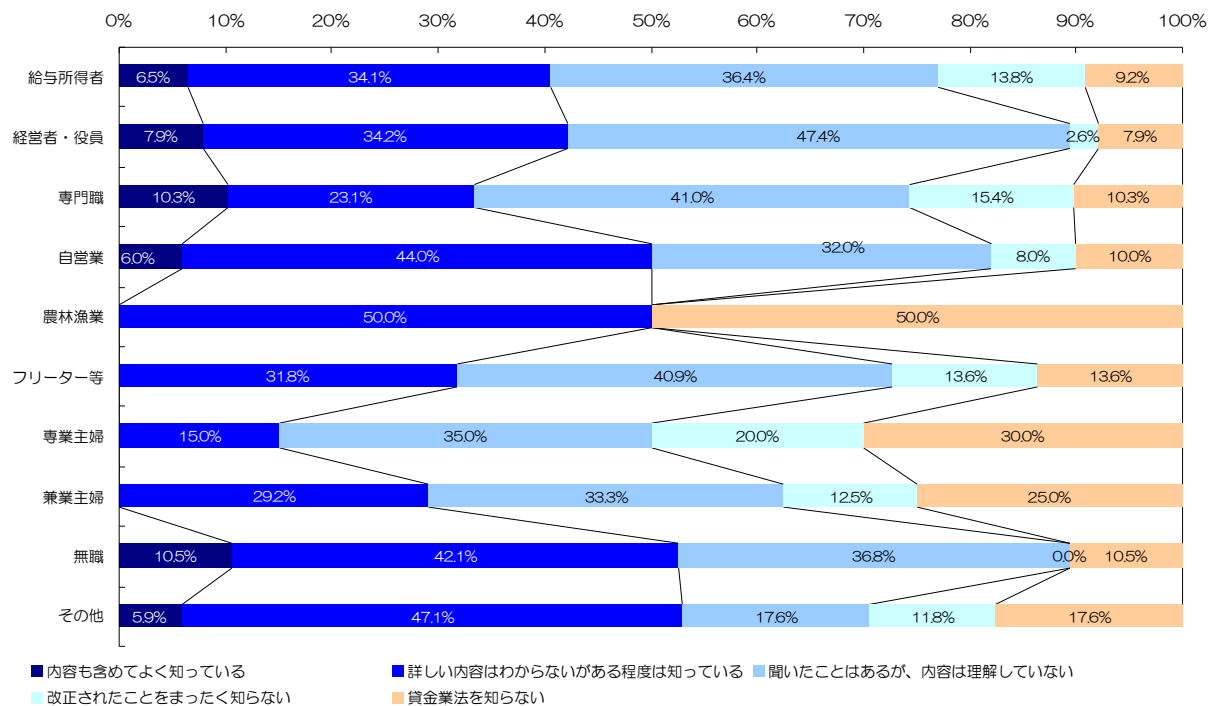
【図 13 借入利用者の職種別法改正認知状況】

<借入利用者（現在残高あり）n=843>

	給与所得者		経営者・役員		専門職		自営業		農林漁業		フリーター等		専業主婦		兼業主婦		無職		その他	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
内容も含めてよく知っている	34	6.5%	3	7.9%	4	10.3%	6	6.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	10.5%	1	5.9%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	178	34.1%	13	34.2%	9	23.1%	44	44.0%	1	50.0%	7	31.8%	9	15.0%	7	29.2%	8	42.1%	8	47.1%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	190	36.4%	18	47.4%	16	41.0%	32	32.0%	0	0.0%	9	40.9%	21	35.0%	8	33.3%	7	36.8%	3	17.6%
改正されたことをまったく知らない	72	13.8%	1	2.6%	6	15.4%	8	8.0%	0	0.0%	3	13.6%	12	20.0%	3	12.5%	0	0.0%	2	11.8%
貸金業法を知らない	48	9.2%	3	7.9%	4	10.3%	10	10.0%	1	50.0%	3	13.6%	18	30.0%	6	25.0%	2	10.5%	3	17.6%
合計	522	100.0%	38	100.0%	39	100.0%	100	100.0%	2	100.0%	22	100.0%	60	100.0%	24	100.0%	19	100.0%	17	100.0%

【図 14 借入利用者の職種別法改正認知状況】

<借入利用者（現在残高あり）n=843>

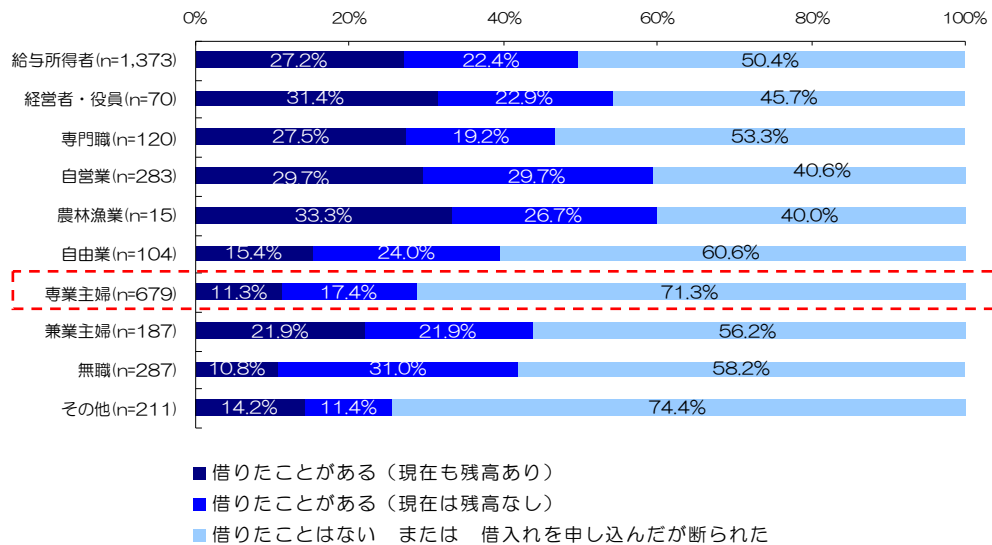


### (5) 専業主婦の消費者ローン利用動向

総量規制の導入により大きな影響を受けることが予想されている専業主婦（主夫）の利用動向や、法改正の認知度について調査。専業主婦の消費者ローン利用経験率は28.7%という結果となった。

【図 15 消費者ローンの利用率】

<一般消費者 n=3,329>



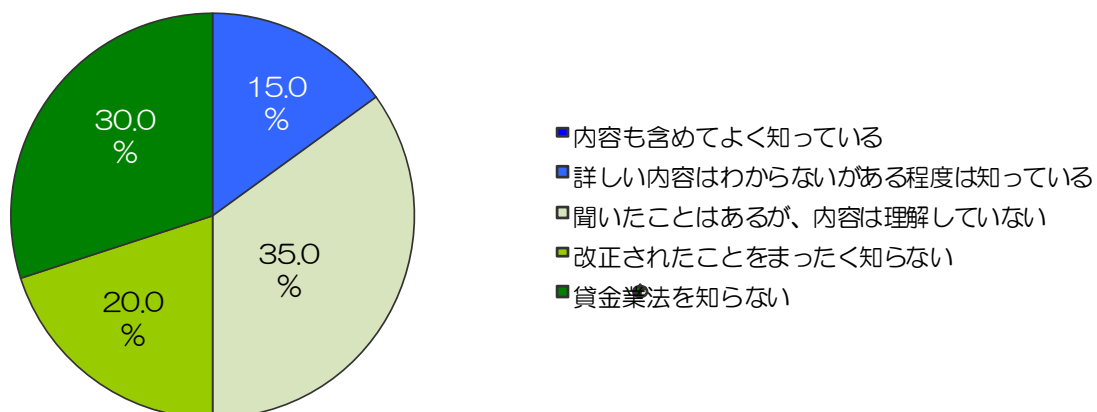
### (6) 専業主婦の借入パターンや特徴

専業主婦の現状をより詳細に把握するため、「借入経験者向けアンケート調査」において、「資金使途」、「月間削減可能な支出額」について調査。資金使途は、生活費の補てんが27.3%と最も高く、次いで「物品購入」(20.2%)、「その他借入金返済への充当」(19.2%)「教育費」(9.1%)という結果となった。

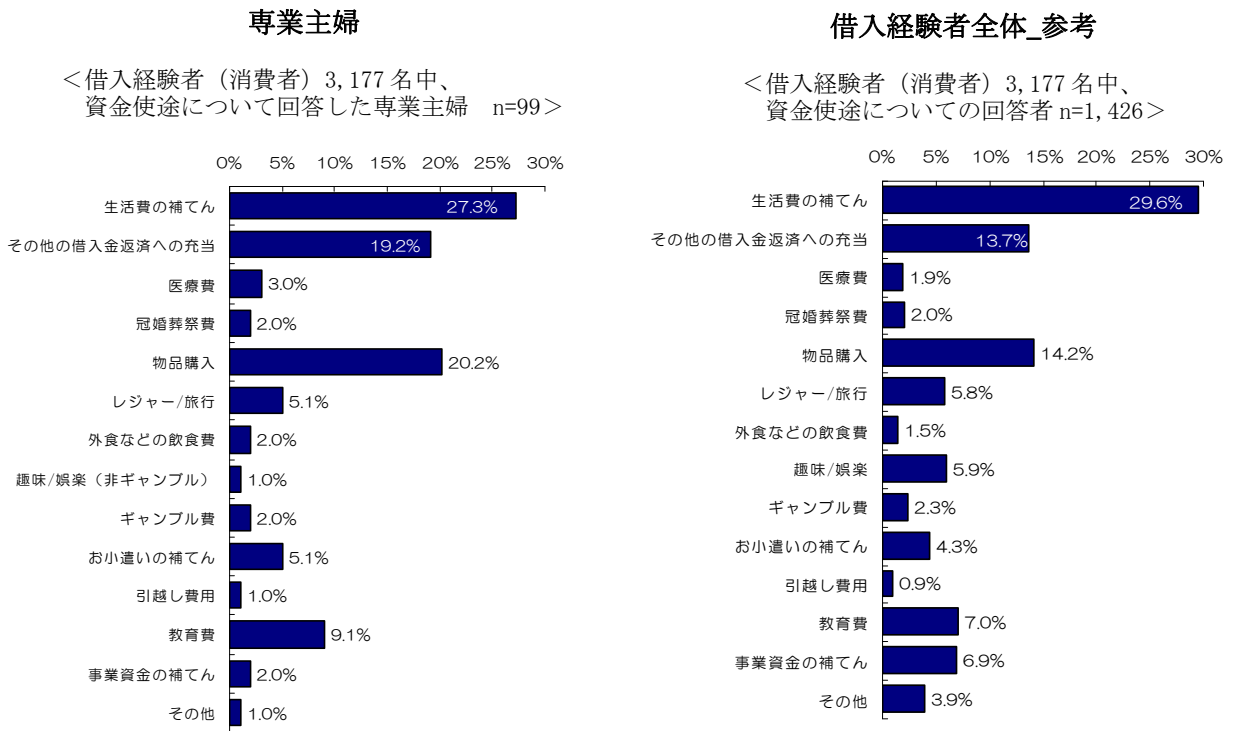
#### 【再掲】

【図 16 専業主婦の法改正認知度】

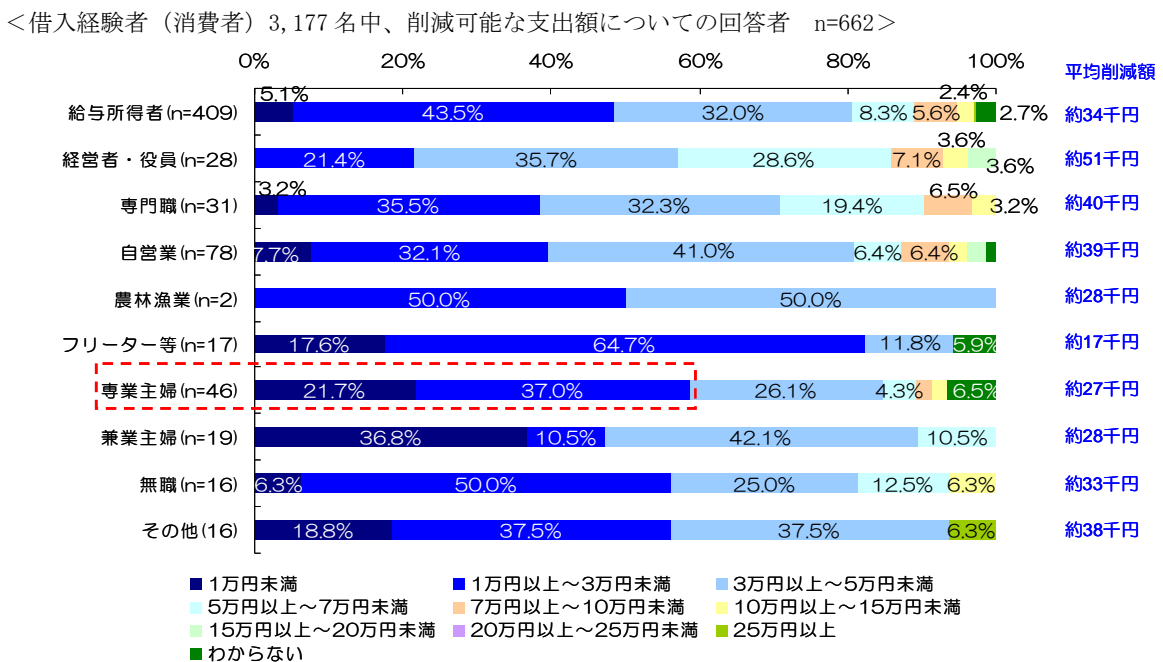
<借入経験者（消費者）3,177名中、現在借入残高のある専業主婦 n=60>



【図 17 専業主婦の資金使途】



【図 18 職種別借入経験者の削減可能な支出額】



### 1.3 総量規制の影響

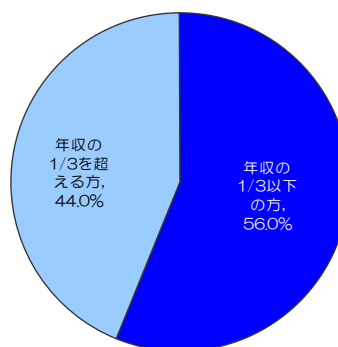
#### (1) 借入総額の年収比率(総量規制に抵触する比率)

消費者金融会社から借入のある顧客の44%が、年収の1/3を超える借り入れがある(総量規制に抵触する)と回答。

【図19 消費者金融利用者(現在残高あり)の総量規制による影響 / 年収比率】

<借入利用者(現在残高あり)843名中、消費者金融利用者 n=209>

	回答数	回答率
年収の1/3以下の方	117	56.0%
年収の1/3を超える方	92	44.0%
合計	209	100.0%



#### (2) 新たな借り入れができなくなった場合の行動

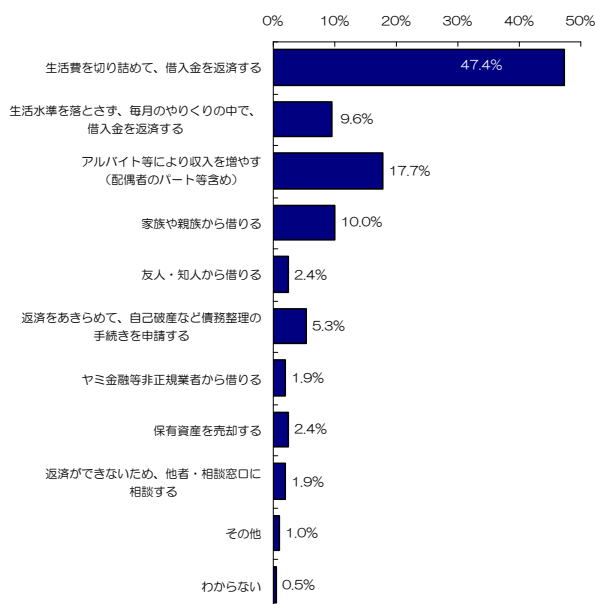
消費者金融会社から借入のある回答者の約68%が「生活費を切り詰める」、「収入を増やす」、「保有資産を売却する」という回答となった。「家族・親族・友人から借りる」、「債務整理手続きを行う」といった回答も18%程度存在。また、1.9%が「ヤミ金融等非正規業者から借りる」と回答。

半数以上(57%)が「生活費を切り詰める」等で対応するという回答である一方、34%程度は他の何らかの手段で資金を手当てしようとする結果となった。この34%の回答者の資金使途は、資金手当ての手段に関わらず「生活費の補てん」、「借入金返済への充当」が多い。

【図20 消費者金融利用者(現在残高あり)の新たな借り入れができなくなった場合の行動】

<借入利用者(現在残高あり)843名中、消費者金融利用者 n=209>

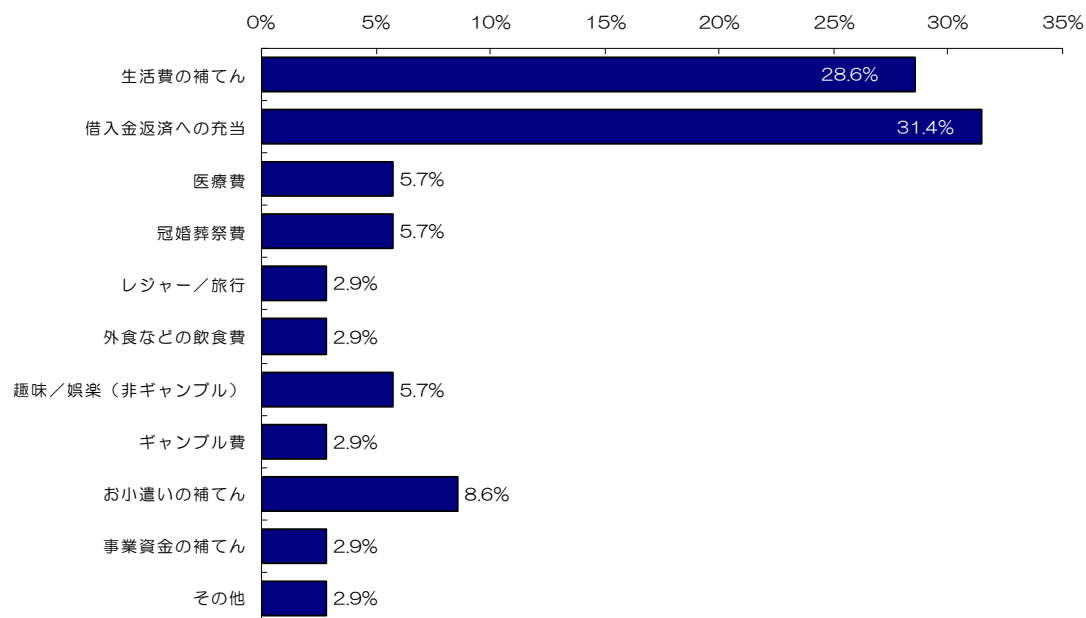
選択肢	優先度の高いもの(SA)	
	回答数	回答率
生活費を切り詰めて、借入金を返済する	99	47.4%
生活水準を落とさず、毎月のやりくりの中で、借入金を返済する	20	9.6%
アルバイト等により収入を増やす(配偶者のパート等含め)	37	17.7%
家族や親族から借りる	21	10.0%
友人・知人から借りる	5	2.4%
返済をあきらめて、自己破産など債務整理の手続きを申請する	11	5.3%
ヤミ金融等非正規業者から借りる	4	1.9%
保有資産を売却する	5	2.4%
返済ができないため、他者・相談窓口にご相談する	4	1.9%
その他	2	1.0%
わからない	1	0.5%
合計	209	100.0%



【図 21 他の何らかの手段で資金を手当てしようとする回答者の資金使途】

<借入利用者（現在残高あり/消費者金融利用）209 名中、何らかの手段にて資金を手当てしようとする回答者 n=72>

	生活費の補てん	借入金返済への充当	医療費	冠婚葬祭費	レジャー／旅行	外食などの飲食費	趣味／娯楽（非ギャンブル）	ギャンブル費	お小遣いの補てん	事業資金の補てん	その他	小計	無回答	合計
アルバイト等により収入を増やす（配偶者のパート等含め）	5 38.5%	3 23.1%	1 7.7%	2 15.4%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	13 100.0%	24 -	37 -
家族や親族から借りる	3 25.0%	6 50.0%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	12 100.0%	9 -	21 -
友人・知人から借りる	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%	2 -	5 -
ヤミ金融等非正規業者から借りる	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	0 -	4 -
保有資産を売却する	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%	2 -	5 -
合計	10 28.6%	11 31.4%	2 5.7%	2 5.7%	1 2.9%	1 2.9%	2 5.7%	1 2.9%	3 8.6%	1 2.9%	1 2.9%	35 100.0%	37 -	72 -



### (3) 総量規制に抵触する回答者の特性

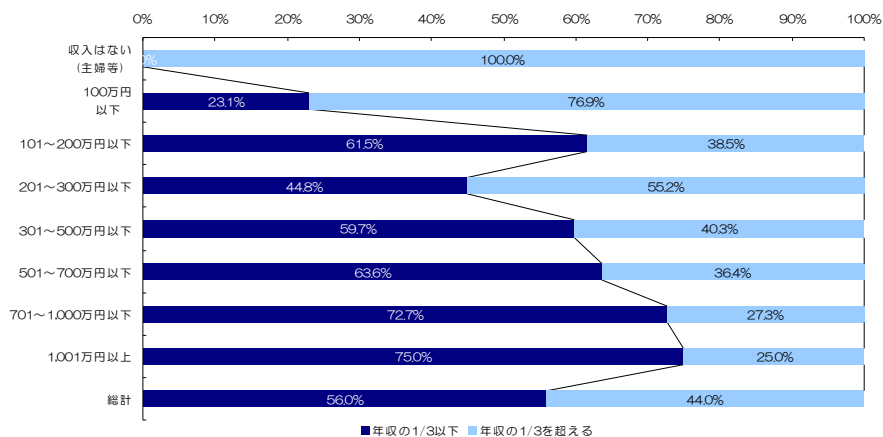
消費者金融会社から借入のある顧客の個人年収で見た場合、年収が下がるほど、総量規制に抵触する割合が増加している傾向となった。

また、年代については、全ての年代において33.3%~48.6%の方が総量規制に抵触しているという結果となった。

【図 22 消費者金融利用者(現在残高あり)の総量規制に抵触する層×個人年収】

<借入利用者(現在残高あり/消費者金融利用) n=209>

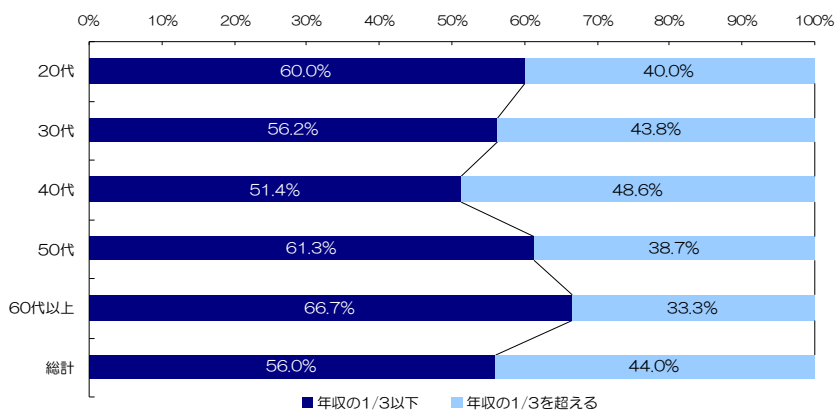
		収入はない (主婦等)	100万円 以下	101~200 万円以下	201~300 万円以下	301~500 万円以下	501~700 万円以下	701~ 1,000万円 以下	1,001万円 以上	総計
年収の1/3 以下	回答数	0	3	8	13	43	28	16	6	117
	回答率	0.0%	23.1%	61.5%	44.8%	59.7%	63.6%	72.7%	75.0%	56.0%
年収の1/3 を超える	回答数	8	10	5	16	29	16	6	2	92
	回答率	100.0%	76.9%	38.5%	55.2%	40.3%	36.4%	27.3%	25.0%	44.0%
合計	回答数	8	13	13	29	72	44	22	8	209
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



【図 23 消費者金融利用者(現在残高あり)の総量規制に抵触する層×年代】

<借入利用者(現在残高あり/消費者金融利用) n=209>

		20代	30代	40代	50代	60代以上	総計
年収の1/3以下	回答数	15	41	38	19	4	117
	回答率	60.0%	56.2%	51.4%	61.3%	66.7%	56.0%
年収の1/3を超える	回答数	10	32	36	12	2	92
	回答率	40.0%	43.8%	48.6%	38.7%	33.3%	44.0%
合計	回答数	25	73	74	31	6	209
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



## 1.4 セーフティネットの認知状況

セーフティネットの認知・普及状況を確認するため、各窓口等に対する意識調査を行った。(なおここで言うセーフティネットとは広義のセーフティネットを指し、多重債務問題を解決・支援することを目的に活動を行っている各種窓口等を指している)

本設問は、借入経験者（消費者）に加え一般消費者にも同様の質問をしているため、その回答傾向を比較している。結果は、借入経験者（消費者）、一般消費者間の差異はさほど見られず、両者共に、また全ての項目において80～90%がその内容をよくわかっていないという結果となった。

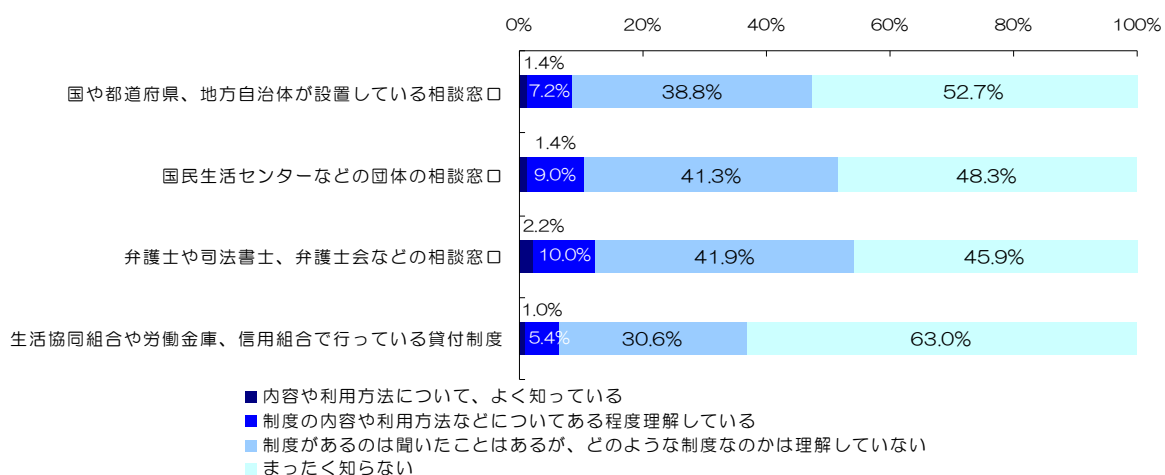
### (1) 一般消費者回答結果

いずれの制度も「内容を理解していない」「まったく知らない」が90%前後の比率であり、「内容や利用方法をよく知っている」という回答は、1%～2%にとどまった。

【図 24 セーフティネットの認知状況 /一般消費者】

<一般消費者 n=3,329>

	国や都道府県、 地方自治体が設 置している相談 窓口	国民生活セン ターなどの団体 の相談窓口	弁護士や司法書 士、弁護士会な どの相談窓口	生活協同組合や 労働金庫、信用 組合で行ってい る貸付制度
内容や利用方法について、よく知っている	46 1.4%	46 1.4%	74 2.2%	34 1.0%
制度の内容や利用方法などについてある程度 理解している	240 7.2%	300 9.0%	332 10.0%	181 5.4%
制度があるのは聞いたことはあるが、どのよ うな制度なのかは理解していない	1,290 38.8%	1,375 41.3%	1,394 41.9%	1,018 30.6%
まったく知らない	1,753 52.7%	1,608 48.3%	1,529 45.9%	2,096 63.0%
合計	3,329 100.0%	3,329 100.0%	3,329 100.0%	3,329 100.0%



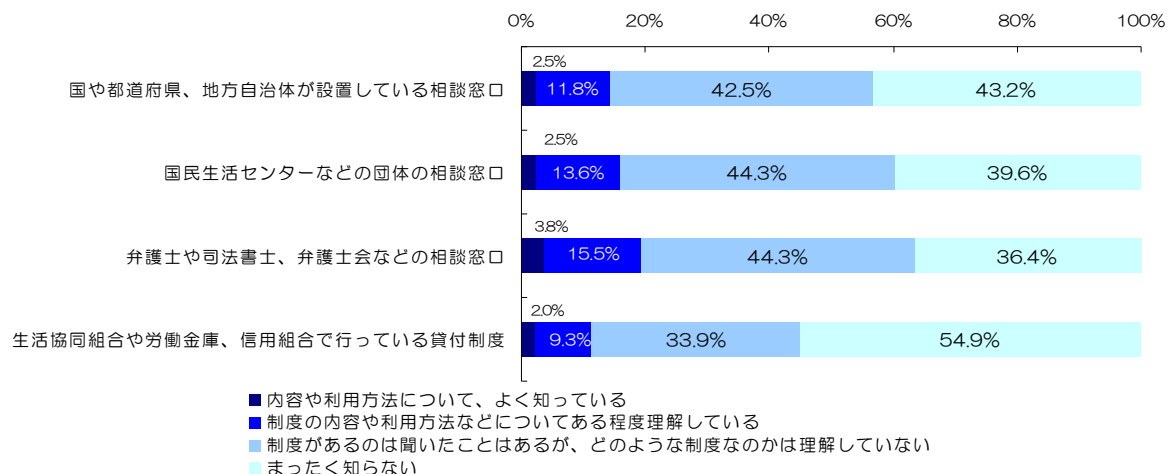
## (2) 借入経験者回答結果

一般消費者と比較すると認知度は若干高くなるが、それでもいずれの制度も「内容を理解していない」「まったく知らない」が85%前後の比率であり、「内容や利用方法をよく知っている」という回答は、2%~4%にとどまる結果となった。

【図 25 セーフティネットの認知状況 / 借入経験者】

<借入経験者（消費者） n=3,177>

	国や都道府県、 地方自治体が設置している相談 窓口	国民生活セン ターなどの団体 の相談窓口	弁護士や司法書 士、弁護士会な どの相談窓口	生活協同組合や 労働金庫、信用 組合で行ってい る貸付制度
内容や利用方法について、よく知っている	78 2.5%	78 2.5%	120 3.8%	63 2.0%
制度の内容や利用方法などについてある程度 理解している	374 11.8%	432 13.6%	492 15.5%	295 9.3%
制度があるのは聞いたことはあるが、どのよ うな制度なのかは理解していない	1,351 42.5%	1,408 44.3%	1,408 44.3%	1,076 33.9%
まったく知らない	1,374 43.2%	1,259 39.6%	1,157 36.4%	1,743 54.9%
合計	3,177 100.0%	3,177 100.0%	3,177 100.0%	3,177 100.0%





## 1.5 ヤミ金融被害の状況について

### (1) ヤミ金融との接触の有無と接触方法

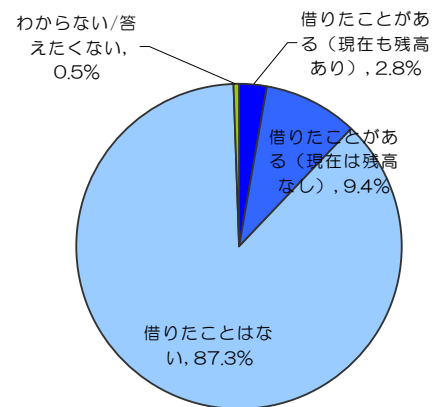
借入利用者（現在残高あり）のうち約 12.2%がヤミ金融利用経験者であり、うち 2.8%は現在もヤミ金融被害にあっている。

接触方法は多岐にわたっているが、「友人・知人の紹介」（22.1%）、「新聞広告（スポーツ/夕刊紙を含む）」（22.1%）、「DM」（19.2%）、「インターネット広告」（19.2%）、「折込チラシ」（16.3%）、等が中心的役割を担っているようである。

【図 26 ヤミ金融との接触の有無】

<n=851※>

選択肢	回答数	回答率
借りたことがある（現在も残高あり）	24	2.8%
借りたことがある（現在は残高なし）	80	9.4%
借りたことはない	743	87.3%
わからない/答えたくない	4	0.5%
合計	851	100.0%

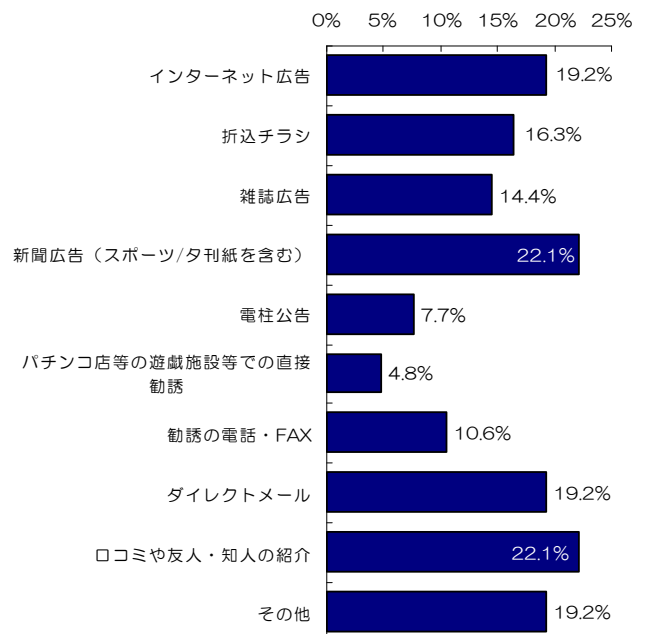


※ 借入利用者（現在残高あり）の 843 名に、ヤミ金融からのみ借入を行っている 8 名を合計した。

【図 27 ヤミ金融との接触方法】

<借入利用者（現在残高あり）851 名中、ヤミ金融利用経験者 n=104>

選択肢	回答数	回答率
インターネット広告	20	19.2%
折込チラシ	17	16.3%
雑誌広告	15	14.4%
新聞広告（スポーツ/夕刊紙を含む）	23	22.1%
電柱広告	8	7.7%
パチンコ店等の遊戯施設等での直接勧誘	5	4.8%
勧誘の電話・FAX	11	10.6%
ダイレクトメール	20	19.2%
口コミや友人・知人の紹介	23	22.1%
その他	20	19.2%
回答者数	104	-



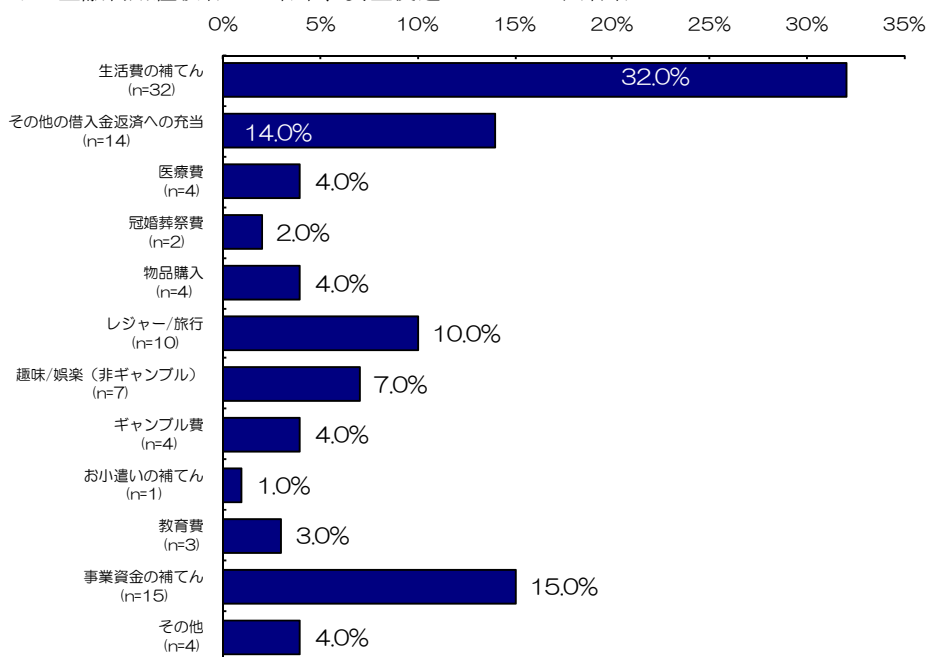
## (2) 資金使途と利用した理由

ヤミ金融利用経験者の資金使途は、32%が生活費の補てんであり、ついで事業資金の補てん(15%)、その他の借入金返済への充当(14%)と続く。

ヤミ金融を利用した理由は、「緊急性の資金」が52.9%で過半数を占め、次いで「正規業者からの借入が不可だった」(38.5%)と続く。緊急性がヤミ金融利用の主要因とは考えにくいいため、90%以上の利用者は、「緊急で資金が必要だが、正規事業者からの借入が不可能」という理由で利用していると思われる。また、「非正規業者と知らなかった」という理由も27.9%を占めている。

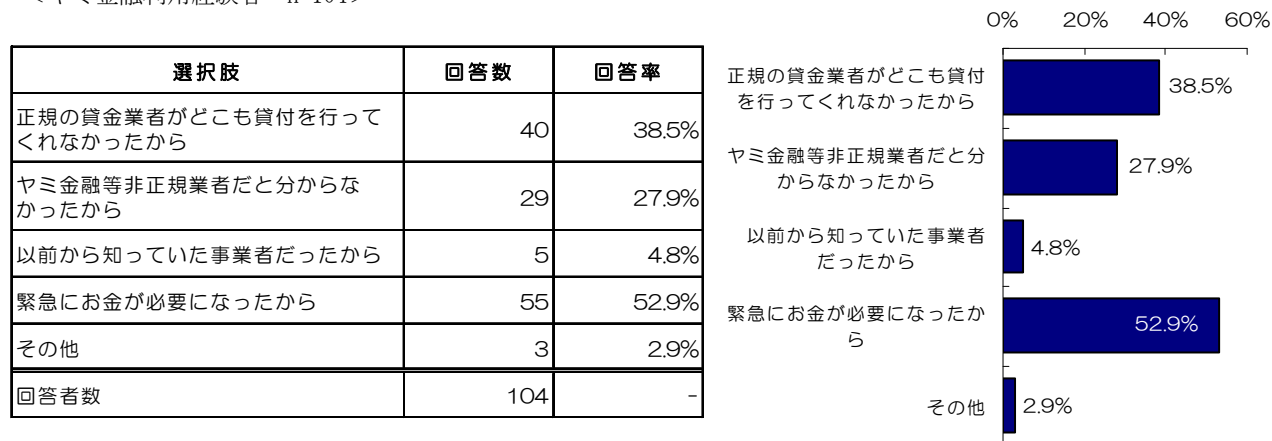
【図 28 ヤミ金融利用経験者の資金使途】

<ヤミ金融利用経験者 104 名中、資金使途についての回答者 n=100>



【図 29 ヤミ金融利用経験者の利用理由】

<ヤミ金融利用経験者 n=104>



### (3) ヤミ金融利用経験者の属性

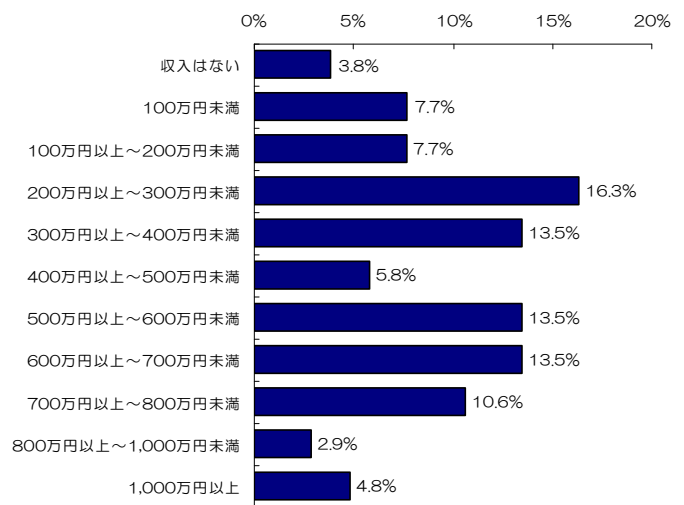
年収 200 万円以上～300 万円未満が 16.3%を占めたが、100 万円以上～800 万円未満まで、全ての年収層においてヤミ金融被害者が存在していることが分った。職業では給与所得者が 63.5%と半数以上を占めるが自営業者も 10.6%がヤミ金融被害にあっている。

【図 30 ヤミ金融利用経験者の属性】

<ヤミ金融利用経験者 n=104>

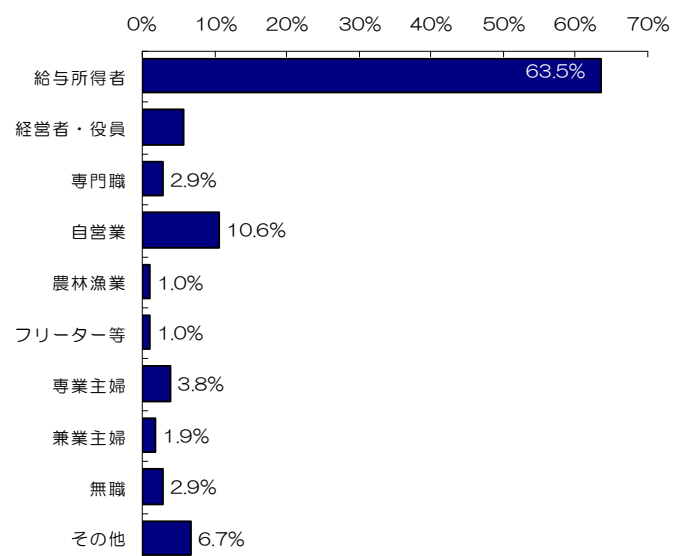
#### 【個人年収】

選択肢	回答数	回答率
収入はない	4	3.8%
100万円未満	8	7.7%
100万円以上～200万円未満	8	7.7%
200万円以上～300万円未満	17	16.3%
300万円以上～400万円未満	14	13.5%
400万円以上～500万円未満	6	5.8%
500万円以上～600万円未満	14	13.5%
600万円以上～700万円未満	14	13.5%
700万円以上～800万円未満	11	10.6%
800万円以上～1,000万円未満	3	2.9%
1,000万円以上	5	4.8%
合計	104	100.0%



#### 【職業】

選択肢	回答数	回答率
給与所得者	66	63.5%
経営者・役員	6	5.8%
専門職	3	2.9%
自営業	11	10.6%
農林漁業	1	1.0%
フリーター等	1	1.0%
専業主婦	4	3.8%
兼業主婦	2	1.9%
無職	3	2.9%
その他	7	6.7%
合計	104	100.0%



## 2 経営者・個人事業主向けアンケート調査結果

### 2.1 申込・利用の状況

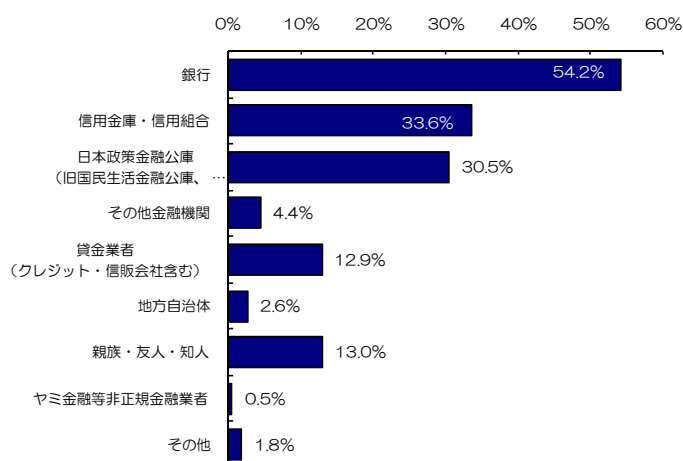
#### (1) 事業性資金の借入先

経営者・個人事業主に対して事業性資金の借入先について、本調査に先立ちプレ調査を行った（回答者数：131,286名）。有効回答者数16,773名のうち、現在借入れのある8,209名では、「銀行」（54%）、「信用金庫・信用組合」（34%）、「日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫など）」（30%）が上位を占めたが、「貸金業者」（13%）も一定の比率を占める結果となった。一方で業者以外からの借入行動を起こす「親族・友人・知人」（13%）という回答も「貸金業者」と同水準であった。

また、別の調査からは経営者・個人事業主の22.3%は、事業用資金以外の名目で個人として借り入れた借入金を、事業用資金に転用中であることも判明。過去に転用した経験者を含めると、約4割が個人での借入金を事業資金として転用している結果となった。

【図31 事業性資金の借入先】

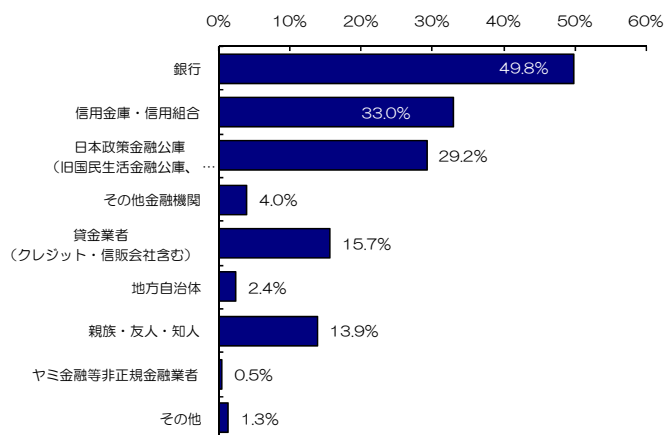
選択肢	回答数	回答率
銀行	4,447	54.2%
信用金庫・信用組合	2,757	33.6%
日本政策金融公庫 （旧国民生活金融公庫、 旧中小企業金融公庫など）	2,505	30.5%
その他金融機関	359	4.4%
貸金業者 （クレジット・信販会社含む）	1,060	12.9%
地方自治体	212	2.6%
親族・友人・知人	1,066	13.0%
ヤミ金融等非正規金融業者	45	0.5%
その他	145	1.8%
回答者数小計	8,209	-
現在、借入はない	8,564	-
回答者数合計	16,773	-



※実質的に事業用資金として利用した借入金であっても、事業用資金以外の名目や理由で借り入れた借入金は対象外とした。

【図32 事業性資金の借入先 / 資本金2,000万円未満の事業主】

選択肢	回答数	回答率
銀行	3,075	49.8%
信用金庫・信用組合	2,036	33.0%
日本政策金融公庫 （旧国民生活金融公庫、 旧中小企業金融公庫など）	1,802	29.2%
その他金融機関	245	4.0%
貸金業者 （クレジット・信販会社含む）	969	15.7%
地方自治体	150	2.4%
親族・友人・知人	860	13.9%
ヤミ金融等非正規金融業者	32	0.5%
その他	83	1.3%
回答者数	6,172	-

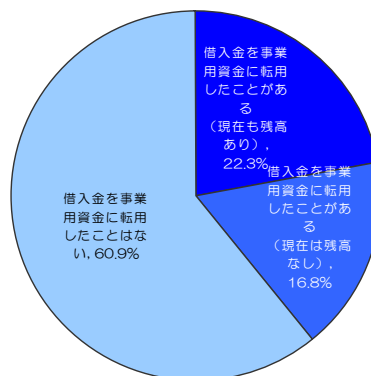


※実質的に事業用資金として利用した借入金であっても、事業用資金以外の名目や理由で借り入れた借入金は対象外とした。

【図 33 個人での借入を事業性資金に転用したことがある経営者】

<プレ調査数 131,286 人中、職業が経営者・個人事業主であり、かつ個人での借入経験のある方 n=10,014>

選択肢	回答数	回答率
借入金を事業用資金に転用したことがある (現在も残高あり)	2,229	22.3%
借入金を事業用資金に転用したことがある (現在は残高なし)	1,686	16.8%
借入金を事業用資金に転用したことはない	6,099	60.9%
合計	10,014	100.0%



## (2) 借入申込結果

直近1年間で貸金業者(クレジット・信販会社含む)へ借入を申し込んだ経営者・個人事業主に  
対し、その結果について調査を行った。

「希望通りの借入ができた」52.4%、「希望どおりの借入ができなかった」47.6%という回答結  
果となり、消費者調査結果と比べ、より厳しい状況であることが判明した。

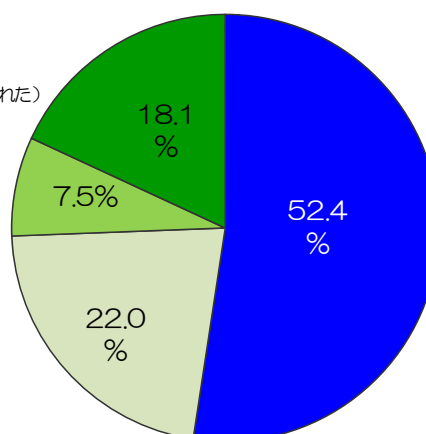
【図 34 借入申込結果 / 経営者・個人事業主の借入経験者】

<借入経験者(経営者・個人事業主)のうち、直近1年で借入を行った回答者 n=481>

選択肢	回答数	回答率
借入を申し込み、希望通りの金額で借入できた	252	52.4%
借入を申し込み、最終的に借入はできたが、希望通りの金額ではなかった(減額された)	106	22.0%
借入を申し込み、希望通りの金額ではなかったため、借入をやめた	36	7.5%
借入を申し込んだが、断られた	87	18.1%
小計	481	100.0%
借入を申し込んでいない	610	-
わからない	26	-
合計	1,117	-

※「希望どおり借入ができなかった」

- 借入を申し込み、希望通りの金額で借入できた
- 借入を申し込み、最終的に借入はできたが、希望通りの金額ではなかった(減額された)
- 借入を申し込み、希望通りの金額ではなかったため、借入をやめた
- 借入を申し込んだが、断られた



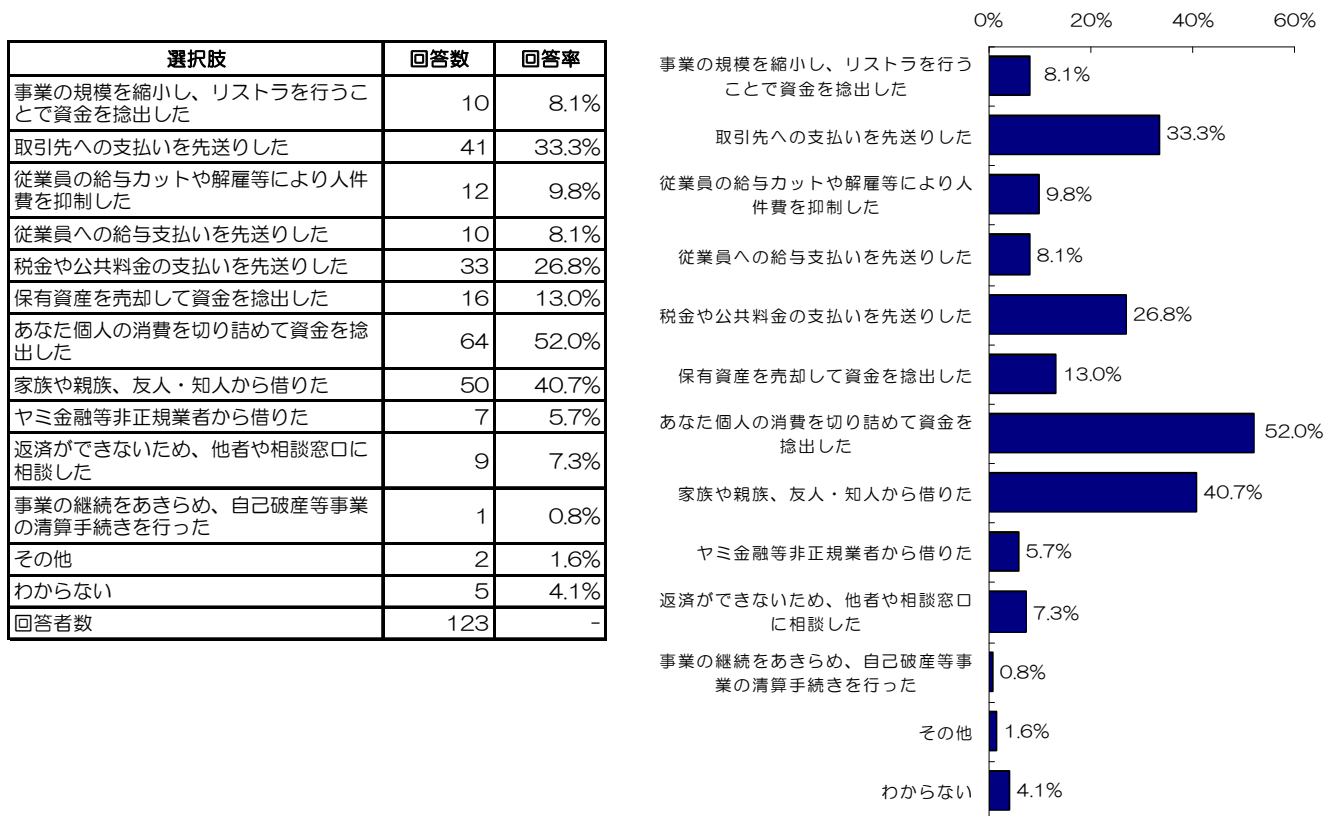
### (3) 借入を断念した後の行動

次に、希望通りの借入ができなかった先に対し、その後の行動について調査を行った。調査は、前記設問で借入を断念した資金需要者（経営者・個人事業主）（「希望通りの金額ではなかったの  
で借入をやめた」、「借入を申し込んだが断られた」回答者 123 名）の行動を対象とした。

ここでは、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した」と半数以上（52%）が回答しており、経営者・個人事業主が自らの収入・給料を減らして事業を継続していることが判明。その他では「家族や親族から借りた」（41%）、「取引先への支払いを繰り延べた」（33%）、「税金や公共料金の支払いを繰り延べた」（27%）という回答が上位を占め、取引先等周囲に影響を及ぼす行動をとらざるを得ないことが判った。

【図 35 借入を断念した資金需要者（経営者・個人事業主）の行動】

<借入経験者（経営者・個人事業主）のうち、直近1年間で借入を申し込んだが借入を断念した回答者 n=123>

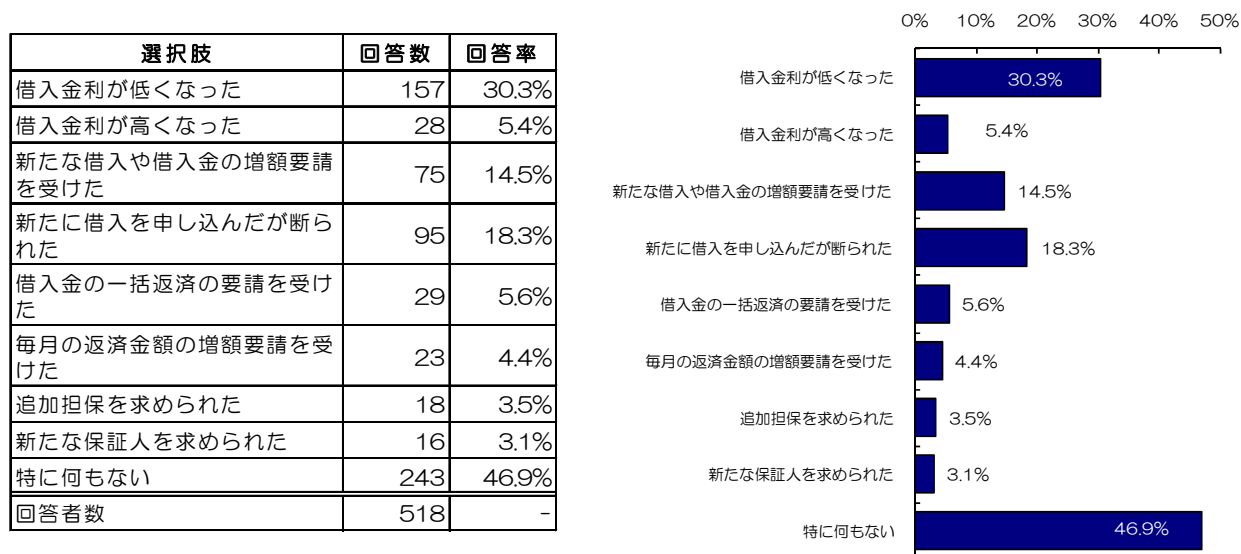


#### (4) 融資姿勢

最近 1 年間程度での貸金業者との取引における貸金業者の融資姿勢の変化について調査を行った。「借入金利が低くなった」(30.3%)、「新たな借入や借入金の増額要請を受けた」(14.5%) という回答の一方、「新たに借入を申し込んだが断られた」(18.3%) という回答も多く、貸金業者が融資先を選別していることを窺わせる結果となった。

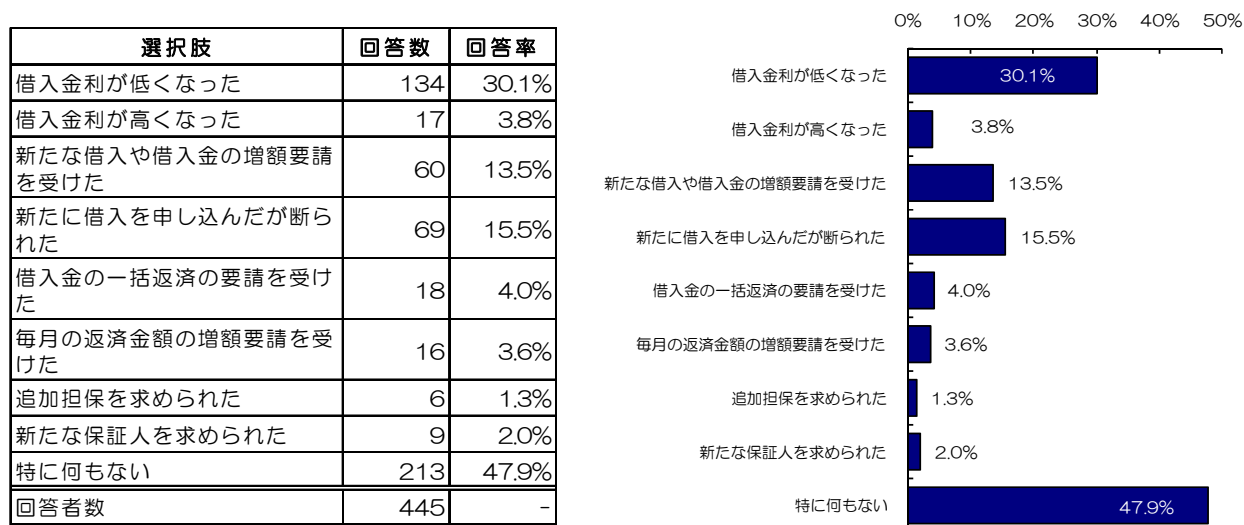
【図 36 最近 1 年間程度で貸金業者との取引における融資姿勢】

<借入経験者（経営者・個人事業主）のうち、現在貸金業者に残高のある回答者 n=518>



【図 37 最近 1 年間程度での貸金業者との取引についての融資姿勢/資本金 2,000 万円未満の事業主】

<上記回答者のうち資本金 2,000 万円未満の事業主 n=445>



## 2.2 ヤミ金融被害の状況について

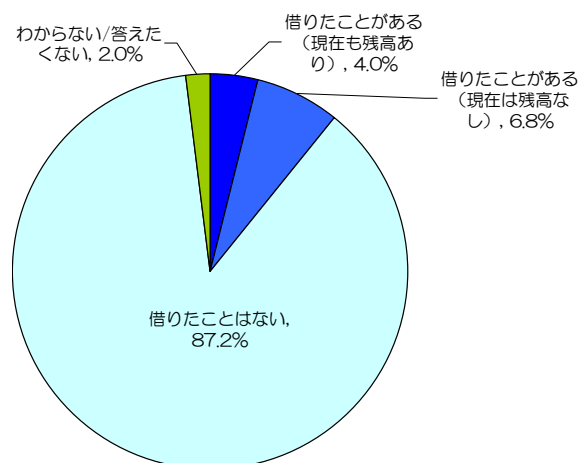
### (1) ヤミ金融との接触の有無

経営者・個人事業主の借入利用者（現在残高あり）では、10.8%がヤミ金利用経験者であり、うち4%は現在もヤミ金融被害にあっている。

【図 38 ヤミ金融との接触の有無】

<n=1,117>

選択肢	回答数	回答率
借りたことがある（現在も残高あり）	45	4.0%
借りたことがある（現在は残高なし）	76	6.8%
借りたことはない	974	87.2%
わからない/答えたくない	22	2.0%
全体	1,117	100.0%



### (2) 利用したヤミ金融の社数

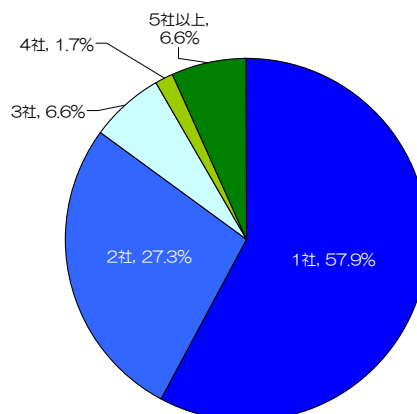
利用したヤミ金融の数は「1社」が57.9%で、「複数（社）」が42.1%という結果であり、うち「5社以上」の回答も6.6%存在した。

ヤミ金融を利用した理由は、「緊急性の資金」が54.5%で過半数を占め、次いで「正規業者からの借入が不可だった」(43.8%)と続く。緊急性がヤミ金融利用の主要因とは考えにくいいため、90%以上の利用者は、「緊急で資金が必要だが、正規事業者からの借入が不可能」という理由で利用していると思われる。また、「非正規業者と知らなかった」という理由も20.7%を占めている。

【図 39 ヤミ金融の利用社数】

<ヤミ金融利用経験者のうち、利用社数を回答してくれた回答者 n=121>

選択肢	回答数	回答率
1社	70	57.9%
2社	33	27.3%
3社	8	6.6%
4社	2	1.7%
5社以上	8	6.6%
合計	121	100.0%

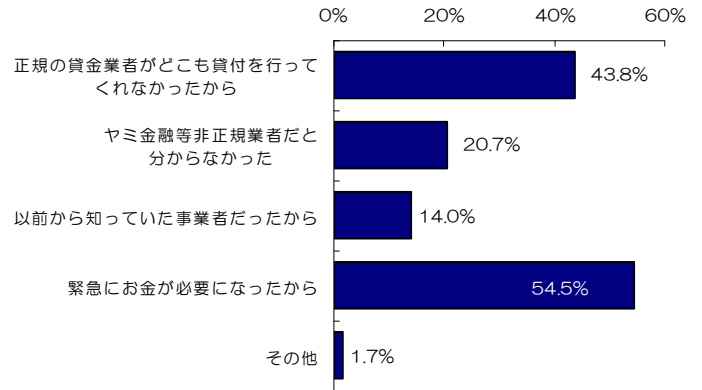




【図 40 ヤミ金融利用経験者の借入理由】

<ヤミ金融利用経験者 n=121>

選択肢	回答数	回答率
正規の貸金業者がどこも貸付を行って くれなかったから	53	43.8%
ヤミ金融等非正規業者だと分からな かった	25	20.7%
以前から知っていた事業者だったから	17	14.0%
緊急にお金が必要になったから	66	54.5%
その他	2	1.7%
回答者数	121	-



### (3) ヤミ金融利用経験者の属性

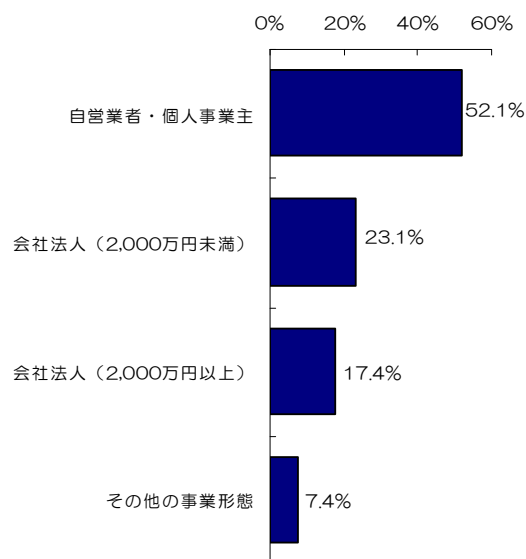
ヤミ金融利用経験者の約半数が自営業者、約半数が会社法人との結果となった。会社法人については、資本金額に関わらずヤミ金融被害者が存在していることが分った。業種ではサービス業が24.8%と最も多く次いで「建設業」(17.4%)、「小売業」(13.2%)、「製造業」(10.7%)と続く。

【図 41 ヤミ金融利用経験者の属性】

<ヤミ金融利用経験者 n=121>

#### 【資本金】

	回答数	割合
自営業者・個人事業主	63	52.1%
会社法人	資本金2,000万円未満	23.1%
	資本金2,000万円以上	17.4%
その他の事業形態	9	7.4%
合計	121	100.0%



【業種】

選択肢	回答数	回答率
建設業	21	17.4%
製造業	13	10.7%
卸売業	8	6.6%
小売業	16	13.2%
飲食店	7	5.8%
不動産業	6	5.0%
宿泊業	1	0.8%
運輸業	5	4.1%
情報通信業	5	4.1%
金融・保険業	3	2.5%
医療・福祉	2	1.7%
教育	1	0.8%
サービス業	30	24.8%
その他	3	2.5%
合計	121	100.0%

